

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月26日
【事業年度】	第12期（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）
【会社名】	株式会社Birdman
【英訳名】	Birdman Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋津 宗成
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区松濤1丁目5番3号
【電話番号】	03-6865-1322
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0兼管理本部長 若山 尚文
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区松濤1丁目5番3号
【電話番号】	03-6865-1322
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0兼管理本部長 若山 尚文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高 (千円)	2,121,035	-	-	4,484,483	2,085,456
経常利益又は経常損失() (千円)	88,834	-	-	42,997	2,021,554
親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	591,342	-	-	7,863	3,028,783
包括利益 (千円)	610,671	-	-	4,216	3,027,612
純資産額 (千円)	428,240	-	-	512,554	1,446,953
総資産額 (千円)	1,388,341	-	-	2,912,285	375,940
1株当たり純資産額 (円)	87.60	-	-	99.69	226.27
1株当たり当期純損失() (円)	123.01	-	-	1.53	576.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	30.8	-	-	17.5	392.6
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	418,068	-	-	157,299	2,122,786
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	325,881	-	-	35,737	51,404
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	654,486	-	-	612,938	990,369
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	615,125	-	-	1,196,856	115,844
従業員数 (名)	120	-	-	52	34

(注) 1. 当社は、2021年1月1日付で当社の連結子会社である株式会社カラス、株式会社噂、株式会社円卓、株式会社Spark、株式会社arca及び株式会社BIRDMANを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第9期及び第10期は連結財務諸表を作成しておりません。そのため、第9期及び第10期に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第8期、第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第8期、第11期及び第12期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第8期、第11期及び第12期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

6. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高 (千円)	1,496,119	1,757,903	3,367,985	3,058,502	2,085,456
経常利益又は経常損失 () (千円)	10,121	208,316	229,836	48,538	2,065,467
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	585,077	49,620	187,081	1,313	3,042,651
持分法を適用した場合の 投資損失 () (千円)	-	5,694	2,393	-	-
資本金 (千円)	355,858	390,763	392,951	397,905	918,654
発行済株式総数 (株)	2,444,000	2,546,400	2,552,200	5,119,300	6,522,300
純資産額 (千円)	303,820	332,140	526,715	530,175	1,444,371
総資産額 (千円)	1,133,072	1,161,606	1,842,909	2,920,958	588,763
1株当たり純資産額 (円)	62.15	63.60	101.24	103.13	225.88
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	121.70	9.91	36.69	0.25	579.12
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	36.60	0.25	-
自己資本比率 (%)	26.8	27.9	28.0	18.1	250.2
自己資本利益率 (%)	-	-	44.5	0.3	-
株価収益率 (倍)	-	-	31.63	4,946.97	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	123,214	70,071	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	60,753	36,680	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	79,311	176,200	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	495,888	705,479	-	-
従業員数 (名)	62	87	79	52	34
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	108.1 (103.1)	74.8 (131.3)	115.5 (129.4)	126.5 (162.7)	102.5 (204.3)
最高株価 (円)	5,440	2,835	2,739	1,914 (4,050)	1,412
最低株価 (円)	1,251	1,461	1,077	1,078 (1,880)	695

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

2. 第8期、第9期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第8期、第9期及び第12期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第8期、第9期及び第12期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第8期、第11期及び第12期は連結財務諸表を作成しているため、第8期、第11期及び第12期の持分法を適用した場合の投資損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
7. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
9. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
10. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社の創業者である伊達晃洋氏は、農業ブランドコンサルティングや流通プロモーション、PRに精通する会社に在籍し、メーカーの流通支援を行う部署の立ち上げ等を経験後、2012年7月に当社を創業いたしました。

年月	概要
2012年7月	イベントプロモーション運用サービスを軸としたセールスプロモーションサービス（以下、「SPサービス」という）の提供を目的として、東京都中央区日本橋に株式会社エードットを設立（資本金3,000千円）
2015年1月	本社を東京都渋谷区南平台町1番9号に移転
2015年12月	本社を東京都渋谷区桜丘町24番4号に移転
2015年12月	サービス・商品の広報活動の支援を目的として、パブリック・リレーションズサービス（以下、「PRサービス」という）を開始
2016年4月	スポーツをテーマとした『アスラボ』サービスを提供する完全子会社である株式会社アスラボ（旧：株式会社エードット・マネジメント）を設立
2016年8月	クリエイティブサービスの提供を目的として、完全子会社である株式会社カラスを設立
2016年12月	バズ（情報の話題拡散）サービスの提供を目的として、完全子会社である株式会社噂を設立
2017年6月	本社を東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号に移転
2017年7月	SPサービスの一部である「イベントプロモーション運用サービス」を事業譲渡
2017年9月	完全子会社である株式会社UMIU（2016年12月設立）を株式会社エードット・アジアに商号変更し、アジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングサービスの提供を開始
2018年4月	採用活動や人材育成に関するコンサルティングサービスを目的として、完全子会社である株式会社Sparkを設立
2018年7月	コンサルティングサービスの提供を目的として、完全子会社である株式会社ARUYOを設立
2018年10月	日本と中国間におけるインバウンド・アウトバウンドに関わるコンサルティング事業を行う、合弁会社である北京伊藤商貿有限公司（現持分法適用関連会社）を設立し、連結子会社化
2019年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年5月	完全子会社である株式会社アスラボを株式譲渡
2019年6月	完全子会社である株式会社ARUYOを解散
2019年7月	本社を東京都渋谷区松濤一丁目5番3号に移転
2019年7月	完全子会社である株式会社エードット・アジアを株式会社円卓に商号変更
2019年10月	ブランディングサービスの提供を目的として、完全子会社である株式会社arcaを設立
2019年11月	クリエイティブサービスの提供を目的として、株式会社BIRDMANの株式を取得し、連結子会社化
2019年11月	完全子会社である株式会社ARUYOが清算終了
2019年12月	北京伊藤商貿有限公司が、第三者割当増資により、連結子会社から持分法適用関連会社へ移行
2020年12月	完全子会社化を目的として、株式会社BIRDMANの株式を追加取得
2021年1月	完全子会社である株式会社カラス、株式会社噂、株式会社円卓、株式会社Spark、株式会社arca及び株式会社BIRDMANを吸収合併
2021年2月	株式会社Birdmanに商号変更
2021年9月	事業領域を広告・プロモーションからエンターテインメント市場まで拡張させることを目的として、エンターテインメント・トランスフォーメーション事業（以下、「EX事業」という。）を新設
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズからグロース市場に移行
2022年7月	EX事業の強化を目的として、完全子会社である株式会社Entertainment Nextを設立
2024年4月	完全子会社である株式会社Entertainment Nextを株式会社LIVE-adに商号変更

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「夢を応援する社会をつくる」ということをミッションに掲げ、当社（株式会社Birdman）、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社により構成されております。

主たる業務として、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるため、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供するマーケティング・トランスフォーメーション事業（以下、「MX事業」という。）及びコロナ禍で試行錯誤の続くエンターテインメント業界をアップデートするべく、当社グループの主力事業領域であるクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながら新しいエンタメの形を創出することを目的としたEX事業を行っております。

「ブランド」は、差別化要因としてユーザーの意識の中に構築されるポジティブイメージであり、情報や視覚、接触、体験等を通じて蓄積される無形の資産であります。当社グループはそうした無形の資産であるブランドを顧客企業そのものや商品・サービスに関して構築するため、様々なサービスを内製化し、種々のソリューションサービスを提供しております。

また、当社グループは、顧客の顕在化したニーズだけではなく潜在的なニーズも引き出し、各ニーズに合うような様々なサービスを組み合わせた提案を行い、元請から下請に至る多段階構造ではなくワンストップでソリューションを提供することが可能となっております。さらに、各サービスの内製化により迅速な対応及び顧客へのコストメリットの創出が可能です。その他、アジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングを行う「クロスボーダー・ブランディングサービス」があります。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、MX事業及びEX事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

会社名	主な役割	分類
株式会社Birdman	<p>[MX事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行まで見据えたデジタルコアな戦略立案や事業企画 ・広告キャンペーン及び戦略的PRの企画遂行 ・社会課題解決を目的としたコミュニケーション ・メタバース型バーチャルプラットフォームサービスの提供 ・SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の提供 <p>[EX事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーティストのマネジメント及びプロデュース ・マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営 ・ファンクラブ運営 ・デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信 	当社
株式会社LIVE-ad	<p>[EX事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーティストのマネジメント及びプロデュース ・マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営 ・ファンクラブ運営 ・デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信 	連結子会社
北京伊藤商貿有限公司	<p>[MX事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国進出を目指す日本企業、日本進出を目指す中国企業に向けたクロスボーダー・コンサルティングサービスの提供 	持分法適用関連会社

（注）株式会社LIVE-adは、2024年4月1日付で株式会社Entertainment Nextより商号変更しております。

主要サービスの具体的な内容は、次のとおりであります。

(1) SPサービス

SPサービスは、商品やサービスの売上の拡大を目的とした一般消費者の認知度・購買意欲の向上等、顧客企業が抱える課題解決のための各種ソリューションを提供しております。具体的には、プレゼントキャンペーンや他商品とのタイアップ施策等の店頭プロモーションの企画・制作、試供品等の配布により需要を喚起するサンプリング、ソーシャル・ネットワーキング・サービス・デジタルコンテンツ等と連動したキャンペーンやイベントの企画・運営、テレビCMの制作及びそれに伴うタレント等のキャスティングの企画・交渉・手配等、顧客企業のニーズに合わせ様々なソリューションを提供しております。

(2) PRサービス

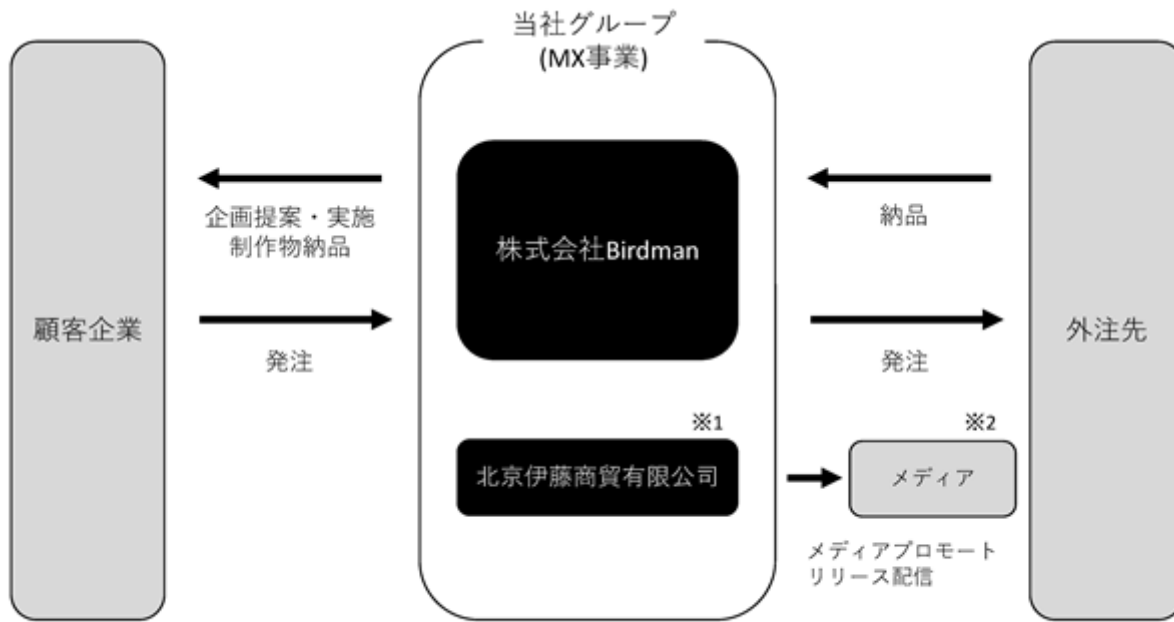
PRサービスでは、顧客企業の商品・サービスがメディアに記事・ニュースとして取り上げられ消費者の注目を集めるよう、商品やサービスのPR戦略の企画立案から携わり、メディアプロモート、PRイベントの実施・運営等を行っております。従前、消費者はテレビCMから多くの情報を得ておりましたが、現在はスマートフォンの普及等によりテレビCM以外のインターネット等のメディアから得る情報量が大幅に増加しております。そのため当社のPRサービスでは、顧客企業の商品・サービスの認知度や消費者の購買意欲を向上させるために、テレビCMだけに偏ることなく、新聞、Webサイト、雑誌、ラジオ等様々な媒体へアプローチする提案を行っております。

(3) クリエイティブサービス

当社のクリエイティブサービスは、顧客企業のブランドイメージや商品・サービスの強みをキャッチコピーやロゴ・マーク等により具現化することで、消費者に選ばれるブランドづくりを支援しております。具体的にはマーケティング・ブランディング戦略の策定から、C I (1)、V I (2)の立案、ホームページ等Webサイトの企画・制作、コピーライティング、ポスター・グラフィックの企画・制作等を行い、企業や商品・サービスのイメージを視覚的に印象付けることを行っております。

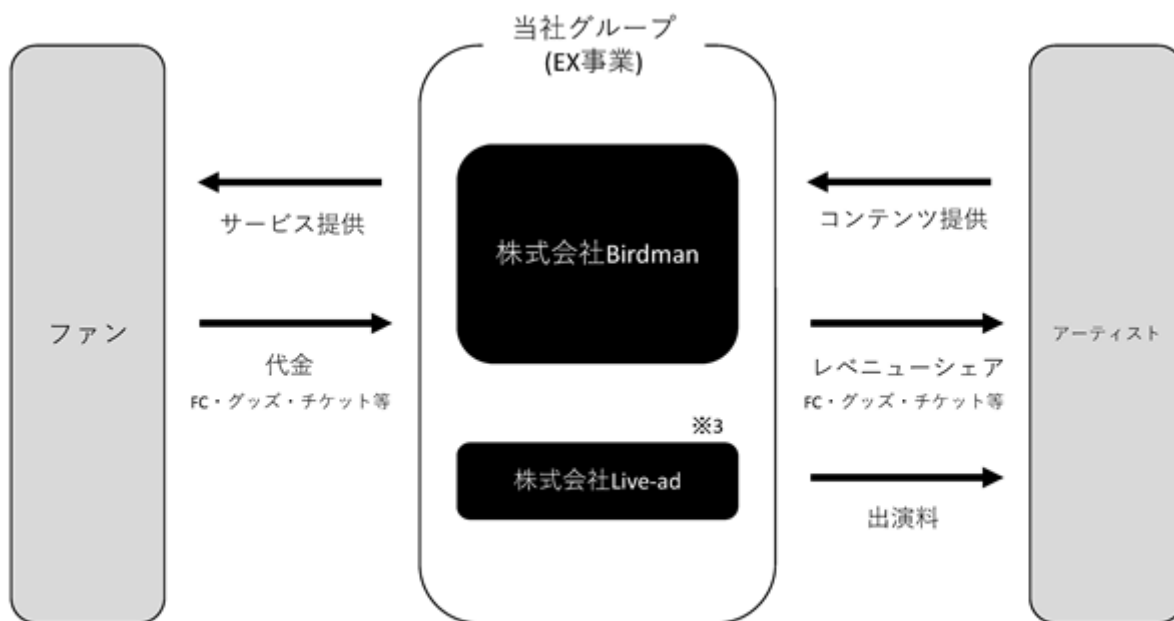
- (1) C Iとはコーポレート・アイデンティティの略で、企業が自社の理念や特性をロゴやキャッチコピー等により明確にすることで、企業内外に統一したイメージをつくり、企業の存在価値を高める企業戦略のことです。
- (2) V Iとはビジュアル・アイデンティティの略で、マークやロゴをはじめ、名刺、封筒、Webサイト等により企業理念・ビジョン、商品の価値等を可視化し社会に伝える企業戦略であり、C Iを構成する要素の1つです。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



※1 持分法適用関連会社

※2 テレビ・雑誌・新聞・Webサイト・ラジオ等の媒体



※3 連結子会社

株式会社LIVE-adは、2024年4月1日付で株式会社Entertainment Nextより商号変更しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社LIVE-ad (注)3.	東京都渋谷区	10,000千円	EX事業	100.0	-
(持分法適用関連会社) 北京伊藤商貿有限公司	中国北京市	599万元	MX事業	25.1	-

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 株式会社LIVE-adは、2024年4月1日付で株式会社Entertainment Nextより商号変更しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
MX事業	17
EX事業	9
報告セグメント計	26
全社(共通)	8
合計	34

- (注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ18名減少したのは、主に業績低下による大幅な新規採用の抑制等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2024年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
34	34.21	3.25	5,760

セグメントの名称	従業員数(名)
MX事業	17
EX事業	9
報告セグメント計	26
全社(共通)	8
合計	34

- (注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員数が前事業年度末に比べ18名減少したのは、主に業績低下による大幅な新規採用の抑制等によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

（経営方針）

当社グループは、「日本を代表するプロデュースカンパニー」となることを目標に掲げ、MX事業及びEX事業を展開しております。

MX事業では、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるべく、ワンストップでソリューションを提供し、既成概念を打ち破るクリエイティブとビジネスソリューション、さらには、それらを実現するテクノロジーを駆使したアイデアを実装することを通じて、クライアントに貢献してまいります。

EX事業では、エンターテインメント業界をアップデートするべく、アーティストのマネジメント及びプロデュース、マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営、ファンクラブ運営、さらには、デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信を推進し、当社グループのクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使した新しいエンタメの形を創出することで、ファンに貢献してまいります。

（経営戦略等）

当社グループは、MX事業及びEX事業の2事業体制となっており、事業ごとに利益管理を行っておりますが、個々のプロジェクトは単発のものも多く、年度ごとの業績は比較的大きく変動します。事業ごとに利益率の差はありますが、次の経営方針を定めております。

MX事業は、既存のマーケティング支援領域に加え、DX、Web3といったデジタルマーケティング支援領域を拡張します。また、アーティスト/イベントと連携した当社グループならではのタイアップ企画等、エンタメを組み込んだ提案力の強化でクライアントを獲得してまいります。

EX事業は、ライブ収入、グッズ販売収入、ファンクラブ収入等の収入の創出と利益率の向上に努めます。また、デジタルマーケティングの知見を活かして、当社グループと契約するアーティストのファンの拡大、国内外を問わず新たなアーティストの獲得、さらには、他のエンタメ企業とのアライアンス推進による新規事業を創出します。

MX事業及びEX事業は事業間のシナジーも生みやすく、当社グループとしてさらなる成長を目指します。

（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等）

当社グループは、安定的な事業成長を通じて企業価値を向上することが重要であると考え、「(売上高 - 外注費) / 売上高」で算定される利益率を、経営の重点指標としております。事業拡大により売上高のさらなる成長を図ると同時に、案件利益率の向上やクリエイターの稼働管理の徹底、ツアーやイベントの収益性を改善することにより、指標の向上を図ってまいります。

（経営環境）

当社グループを取り巻く経営環境は、IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及により変化しており、テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等の既存広告媒体への広告出稿が伸び悩みを見せております。一方で、2023年の日本の総広告費は約7.3兆円であり、そのうちインターネット広告は約3.3兆円と日本の総広告費の約46%を占めており、さらなる拡大が予想されます（出所：株式会社電通）。5Gの商用化により通信速度が向上することで情報量が急激に増加し、さらに顧客ニーズが多様化している中で、消費者から選ばれる商品・サービスとなるためには、既存広告媒体を中心とした広告手法にとらわれないマーケティング活動を行い、商品やサービスのブランド価値を高めていく必要があります。

2023年のライブ市場規模は5,140億円であり、前年との比較では129.0%と増加し、コロナ禍前である2019年との比較では140.2%となりました。また、2023年の動員数は5,632万人であり、前年との比較では116.6%と増加し、コロナ禍前である2019年との比較では113.7%となっております（出所：一般社団法人コンサートプロモーターズ協会）。

(優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

生活者の情報接点は、IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及により変化しております。テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等の既存広告出稿が伸び悩みを見せる中、情報量が急激に増加したことにより顧客ニーズが多様化しております。

このような環境の中、継続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、次の課題に対処してまいります。

(1) 優秀な人材の育成及び確保と事業領域の拡大

当社グループは、これまで適任な人材を採用し、サービスラインナップを増やすことで事業領域を拡大してまいりました。サービスラインナップを充実させることで、多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり、顧客から高い評価が得られると考えております。しかしながら、顧客が顧客自身や商品・サービスの認知・販売促進のために求めるサービスは、当社グループのサービスラインナップの枠を越えた領域にも及んでおり、当社グループがさらに顧客ニーズに合ったサービス提案を行うためには、より一層サービスラインナップを充実させ、事業領域を拡大することが必要であると認識しております。

当社グループが提供するサービスの品質は、サービスを提供する人材に依存する部分があるため、当社グループのサービス力の源泉は、発想豊かな優秀な人材により支えられていると認識しております。優秀な人材にとって魅力のあるプロジェクトの提供を続けることで人材流出の防止を図るとともに、新卒・中途採用を積極的に展開し、併せて既存従業員の育成に努めてまいります。

(2) アーティストの発掘・拡充

引き続き、日本に限らずグローバルに活躍するアーティストの発掘を行い、当社グループの主力事業領域であるクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使することで、次世代アーティストがファンや企業との新たなコミュニケーションや関係性を構築し、スターになるためのプラットフォームの実現に努めてまいります。

(3) エンターテインメントコンテンツの開発

IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及による生活者の情報接点の変化や顧客ニーズの多様化、さらには、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化により、エンターテインメントの新たな楽しみ方の提案が求められております。このような環境の変化に対応したマーケティング機能の向上と、エンターテインメントコンテンツの開発に努めてまいります。

(4) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、人材や子会社等が増加することが想定され、事業の拡大、継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要な課題であると認識しております。当社グループの事業規模に応じた適切な体制の構築が必要となり、経営の透明性、効率性及び健全性を確保するとともに経営責任を明確にすることが重要と認識しております。今後においては、内部管理体制のさらなる強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、持続的な成長及び企業価値向上のため、効率性の優れた透明性の高い経営に努め、監査等委員会の監督のもと、法令遵守の徹底、適切な資源配分及び意思決定の迅速化等を図っていくことで、中長期的な企業価値の向上を目指しております。経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び株主重視の公正で透明性のある経営システムを構築し、維持していくことが重要であると考えております。

また、急速に変化し続ける経営環境に即応するため、外部環境の変化によるリスク及び機会を把握し、取締役会で対応策について協議しております。社会・環境の変化に伴うサステナビリティに関する取組みについても、今後取締役会で取組内容を共有し、活動の推進を行ってまいります。

(2) 戦略

当社グループは、持続可能な社会への貢献及び自らの発展を実現させるため、人材を優先すべき資本の一つと位置付け、年齢、学歴、性別及び国籍等にとらわれず、各個人の能力に基づく採用を進めております。また、多様な人材が活躍できるように、働きやすい環境づくり及び人事制度の構築に継続的に取り組んでおります。当社グループでは以下の施策を講じておりますが、今後さらに多様性の確保に向けた社内環境整備を行ってまいります。

働きやすい環境づくり	人材育成・福利厚生	健康管理・促進
<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な働き方の提供 (テレワークやフレックス制度等) ・男性の育児休業取得の推進 ・有給休暇取得の推進 ・社内通報窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入社員研修の実施 ・リスクリング等、自分磨きに対する手当の支給 ・コミュニケーション促進を目的としたランチ代に対する手当の支給 ・上記以外の多様な福利厚生 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の実施

(3) リスク管理

当社グループは、「リスク管理規程」等に基づき、取締役会やその他の社内会議等を通じてリスクの識別・評価・管理を行うためのプロセスを整備し、リスクの未然防止及び損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士及び社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員会監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。そのほか、サステナビリティ関連のリスクも把握し、取締役会において方針の立案及び施策の進捗状況管理を行っていく方針であります。

(4) 指標及び目標

当社グループは、業務の質を高め、会社組織を強くするため、年齢、学歴、性別及び国籍等を区別することなく、従業員が自ら業務の進め方を適宜見直すことを推奨しており、それにより従業員一人ひとりの成長を促すことで、意欲と能力のある従業員が平等に活躍でき、管理職に登用される機会が得られるような働きやすい環境づくり及び人事制度の構築に努めております。最大限の能力を発揮できるように意欲と能力のある従業員を育成し、適切な人材を管理職として登用していく方針であります。現状、人材の多様性の確保を含む人材の育成方針や社内環境の整備方針に関する具体的な指標及び目標については定めておりません。

また、優秀な従業員が安定的に働けるように有給休暇取得率及び男性の育児休業取得率の向上を目指し、働きやすい環境づくりの構築等に努めております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、有価証券報告書の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 景気の変動

企業の広告宣伝・広報関連予算は企業の景況に応じて調整されやすく、景気動向に影響を受けやすい傾向にあります。当社グループの売上高は、当該予算に依拠する傾向が強いことから、今後景況感が悪化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、短期的な不況に耐えうる財務体質の強化を目指しております。

(2) 災害・事故等に関わるリスク

企業の広告宣伝・広報関連予算は、自然災害、電力その他の社会的インフラの障害、通信・放送の障害、流通の混乱、大規模な事故、伝染病、戦争、テロ、政情不安、社会不安等が発生した場合、その影響を受けやすい傾向にあります。そのため、これらの災害・事故等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、予期せぬ事態や複合的災害、感染症等が発生した場合も、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、情報収集体制を整え、従業員に対するテレワークの導入、原則出張の禁止、従業員の安全と健康を最優先した対応を徹底することにより、リスクの最小化を図っております。

(3) 特定の取引先への依存

当社グループは成長過程にあり、大型案件の受注や取引規模の拡大に至った際等、特定の取引先への依存度が高い状態になる傾向があります。そのため、大型取引先の方針の変更によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、特定の取引先からの受注や失注が業績に大きな影響を及ぼすことのないよう、さらなる新規顧客を獲得する努力をしております。

(4) 大規模コンサートの開催による業績の変動

大規模なコンサートを開催した場合、その期間の売上高が急増します。想定通りに開催できた場合は、売上高が急増しますが、予測が困難なビジネスのため、計画的な投資回収ができなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、コンサートが中止された場合も、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、ファンの皆様に満足いただけるアーティストの出演やコンサートの運営により、影響の軽減に努めております。

(5) 業績の変動要因

当社グループは、顧客ニーズに応じて価格や利益率の異なる複数のサービスを組み合わせて提案しており、受注する案件ごとに提供するサービスや収益性が異なります。そのため、実際の受注案件の内容によっては、当社グループの売上高や売上総利益率が想定した水準から乖離する可能性があります。

また、顧客のニーズによっては、収益性の低いサービスの提供を余儀なくされる場合があります。そうしたケースが多く発生した場合、想定した売上高から十分な売上総利益を確保できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、利益の確保を重視した営業活動を展開しており、目標の売上総利益を確保できるよう案件の組成に努めております。

(6) 広告業界における取引慣行

当社グループでは、一定期間にわたって取引先の営業活動を支援するリテナー取引においては、業務受託時に契約文書を締結しております。一方、スポット業務の受注等においては、業界慣習上、引合いから活動開始に至るまでの時間が極めて短期間で進行する場合があります。そのため、契約文書を締結しないまま業務を遂行する案件もあります。そのため、取引先との認識の食い違い等により当社グループの業務に対し取引先との取引が成立しない事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、契約文書を締結しない場合においても、注文書や受注に関するメールログ等の受注記録を必ず保存することにより取引先との間で受注内容の齟齬を生じさせない対応を徹底しております。

(7) 人材の確保

当社グループは、サービス領域の拡大により多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり、顧客からの高い評価を得られております。顧客への迅速な対応と顧客にとってのコストメリットを得られるため、サービス領域を内製化する方針であることから、人材が最も重要な経営資源であると認識しております。そのため、当社グループが今後も事業を拡大し、成長を続けていくためには、優秀な人材のさらなる確保や定着が重要課題となります。しかしながら、人材マーケットの環境変化等により、優秀な人員の適時確保が困難になった場合や、人材が流出してしまう場合、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループでは、新卒採用・中途採用を積極的に実施するとともに、社内教育に注力することで、優秀な人材の確保や定着に努めております。

(8) 内部管理体制の構築

当社グループは成長過程にあり、業容拡大や新規事業展開に比して施策が順調に推移しない場合、不祥事や不測の事態の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、業容拡大に伴う従業員の増加や新規事業展開に伴うリスク管理強化のため、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化に努めております。

(9) 知的財産権

当社グループは社歴が浅く、万が一、当社グループが事業推進において第三者の知的財産権を侵害した場合、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴訟を提起される可能性があります。当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、社内教育の実施や顧問弁護士等による調査・チェックを実施し、第三者の知的財産権を侵害しない体制を構築しております。

(10) 情報管理

当社グループは、事業を推進していく中で、顧客の機密情報や個人情報等を扱う機会があり、不測の事態によりこれらの情報が流出した場合、社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社グループの財政状態や業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、情報管理について必要な措置を講じており、その一環として2015年11月にプライバシーマークを取得しております。

(11) 新規事業展開

当社グループは現在までの事業活動を通して培ったノウハウを生かし、さらなる成長を目指して事業コンセプトそのものの検討から行う事業開発事業やアジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングサービスを中心とした海外事業等の関連・周辺事業への積極展開を推進していく予定であります。しかしながら、当該事業を取り巻く環境の変化等により、当初の計画通りの成果が得られない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、新規事業展開に当たっては慎重な検討を重ねた上で取り組んでまいります。

(12) 新株予約権の付与

当社は、当社グループの役職員に対して新株予約権（ストック・オプション）を付与しており、将来的にも役職員のさらなるモチベーションの向上及び優秀な人材の確保のため、同様のインセンティブプランを実行することを検討しております。また、資金調達を目的として新株予約権を発行しております。そのため、既に付与されている新株予約権及び将来的に付与される新株予約権の行使がなされた場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。2024年6月30日現在これらの新株予約権による潜在株式数は1,904,100株であり、発行済株式総数6,522,300株の29.2%に相当しております。

(13) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、業績の大幅な悪化等により、営業損失1,840,223千円、経常損失2,021,554千円、親会社株主に帰属する当期純損失3,028,783千円及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上した結果、1,446,953千円の債務超過となり、当面の資金繰りにも懸念が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(継続企業の前提に関する事項)」に記載のとおりであります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、MX事業は、顧客ニーズに応じて複数のサービスを組み合わせ提供をしており、サービスごとに売上高や売上総利益率は大きく異なっているため、売上総利益の確保を重視しております。例えば、テレビCM枠の購入やタレントのキャスティング等の外注を要するテレビCM案件は、売上高は大きいものの、利益率が比較的低くなる傾向にあります。

また、EX事業は、アーティストのマネジメント及びプロデュース、マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営、ファンクラブ運営、さらには、デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信等のサービスを提供しており、同様にサービスごとに売上高や売上総利益率は大きく異なっているため、売上総利益の確保を重視しております。

以上より、当社グループは、売上総利益の確保のために、MX事業においては、案件利益率の向上やクリエイターの稼働管理の徹底、EX事業においては、マーチャンダイジング及びツアーやイベントの利益率改善を推進しております。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化及び急速に進む円安に加え、年始の能登半島地震等により、依然として景気の先行きが不安定な状況が続きましたが、インバウンド需要の順調な回復傾向から、人の動きによって社会経済活動が正常化に向かっていくことが期待され、消費増加に伴うマーケティング活動や国内外におけるライブの活性化が見込まれております。

このような状況下において、マーケティング・トランスフォーメーション事業（以下、「MX事業」という。）では、前連結会計年度から継続して、案件獲得能力の組織的強化、各案件の収益性向上及び従業員の生産性向上に取り組みました。従業員数を抑えつつ、社外パートナーと協力体制を構築することにより、サービスを提供しております。

エンターテインメント・トランスフォーメーション事業（以下、「EX事業」という。）では、昨年から続く「7ORDER LIVE [ONE,]- DUAL Endroll」を2024年1月1日開催の東京国際フォーラムホール公演にて無事に終了しました。また、日本発・韓国を中心としたアジアで世界を眺望し飛躍するアーティストが一堂に会する「K-Pop Masterz x KROSSvol.3」を2024年1月2日にバンテリンドームナゴヤで開催しました。

また、ライブの開催に留まらず、2023年10月12日から当社グループが制作協力した韓国のエンターテインメント情報が満載の番組「K-POP HOUSE」の放映を開始し、好評を博したことで、当初の2クール（6ヶ月）の放映予定からさらに2クール放映延長となりました。当番組内でデビューまでを追った当社独自IPである「Celest1a（セレスティア）」は、2024年2月14日のメンバーの発表を皮切りに、ファンとのイベントを開催したり、大型音楽イベントへ出演したりと、順調に活動を展開しております。理想的なMX事業及びEX事業のシナジーの一環として、「Celest1a（セレスティア）」が、MX事業が受託する複数の大手メーカーの商品プロモーションへ起用されたことにより、当社グループならではの事業展開が形成されてきております。

さらに、新規事業として、2024年3月より「Birdman Digital Entertainment」プロジェクトが始動し、当社独自IPの輩出に向けて新人発掘オーディションを行っております。我が国においても、知的財産立国の戦略に沿ったコンテンツ産業の推進が国策として進められていることもあり、IP・知的財産が次のリーディング産業として注目され、その作り手が強く求められており、大きな需要が見込めると考えております。

以上のとおり、単に短期の利益追求だけではなく、長期的な利益追求も考慮した新たな取り組みをしております。また、EX事業の次なる戦略として、「Celest1a（セレスティア）」を育成しております。

当連結会計年度は、MX事業で大型案件の受注や新規案件の獲得が減少したことに加え、EX事業でイベント開催によるチケット収入が減少したこと、初期費用や品質を維持するための費用が増加したこと、資本増強に関する一時的な費用負担が発生したこと、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため減損損失493,421千円及びイベントの中止により債権の回収が不能となったため貸倒損失535,597千円を計上したことに伴い、当社グループの売上高は2,085,456千円（前連結会計年度比53.5%減）、営業損失は1,840,223千円（前連結会計年度は営業利益56,006千円）、経常損失は2,021,554千円（前連結会計年度は経常利益42,997千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は3,028,783千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失7,863千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

a. MX事業

MX事業では、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるべく、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供しております。そのため、顧客の顕在化したニーズだけでなく潜在的なニーズも引き出し、各ニーズに合うような様々なサービスを組み合わせた提案を行い、元請から下請に至る多段階構造ではなくワンストップでソリューションを提供し、既存概念を打ち破るクリエイティブとビジネスソリューション、それらを実現するテクノロジーを駆使したアイデアを実装していきます。MX事業では、コンサルティング会社・広告会社・PR会社等縦割りで進めていたビジネスを内製化により一気通貫することで、迅速な対応及び顧客へコストメリットを創出することができ、企業や社会の挑戦に伴走します。

なお、売上高は1,199,106千円（前連結会計年度比32.9%減）、セグメント利益は98,234千円（前連結会計年度比54.0%減）となりました。

b. EX事業

EX事業とは、エンターテインメント・トランスフォーメーション事業の略語で、エンターテインメント業界をアップデートするべく、当社グループの主力事業領域であるクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながら新しいエンタメの形を創出する事業であります。わが国においては、通信やデジタル・テクノロジーの発達で、リアル空間からデジタル空間をストレスなく、シームレスに行き来できるようになってきており、新しいエンターテインメントの形や次世代のエンターテイナーが次々と生まれようとしております。このような状況下において、当社グループが従来から有するブランディング・広告プロモーションやデジタル・テクノロジーの知見を駆使して、型にとらわれずジャンルレスに生きる次世代アーティスト・クリエイターがファンとの新たなコミュニケーションや関係を構築でき、スターになるためのプラットフォームを実現します。

なお、売上高は886,349千円（前連結会計年度比67.1%減）、セグメント損失は1,654,513千円（前連結会計年度はセグメント利益173,176千円）となりました。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は375,940千円となり、前連結会計年度末に比べ2,536,345千円の減少となりました。これは主に、現金及び預金が1,081,012千円、前渡金が398,209千円、立替金が252,806千円減少し、流動資産の貸倒引当金が380,079千円増加したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は1,822,893千円となり、前連結会計年度末に比べ576,836千円の減少となりました。これは主に、短期借入金が308,994千円増加したものの、契約負債が494,126千円、長期借入金が331,548千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は1,446,953千円となり、前連結会計年度末に比べ1,959,508千円の減少となりました。これは主に、新株の発行等により資本金が520,749千円、資本剰余金が520,749千円増加したものの、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が3,028,783千円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,081,012千円減少し、115,844千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、2,122,786千円の支出（前連結会計年度は157,299千円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失3,026,704千円、貸倒引当金の増加額414,805千円、前渡金の減少額398,209千円、立替金の減少額252,806千円、契約負債の減少額494,126千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、51,404千円の収入（前連結会計年度は35,737千円の収入）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入101,640千円、貸付けによる支出55,750千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、990,369千円の収入（前連結会計年度は612,938千円の収入）となりました。これは主に、株式の発行による収入1,037,858千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

該当事項はありません。

b．受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
MX事業	890,504	61.4	190,724	38.2
EX事業	-	-	-	-
合計	890,504	61.4	190,724	38.2

（注）EX事業は、受注生産を行っていないため、受注実績は記載しておりません。

c．販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
MX事業	1,199,106	67.1
EX事業	886,349	32.9
合計	2,085,456	46.5

（注）1．最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 （自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）		当連結会計年度 （自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
株式会社ローソンエンタテインメント	1,063,288	23.7	481,724	23.1
株式会社ウエス	717,451	16.0	-	-

2．当連結会計年度の株式会社ウエスに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、本項に記載した将来事象に関する予測・見通し等は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、それらには不確実性が内在し将来の結果とは大きく異なる可能性があります。

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

(売上高)

売上高は2,085,456千円となり、前連結会計年度に比べ2,399,027千円の減少（前連結会計年度比53.5%減）となりました。これは主に、MX事業で大型案件の受注や新規案件の獲得が減少したこと、EX事業でイベント開催によるチケット収入が減少したことに伴うものであります。

(売上原価、売上総損失)

売上原価は2,533,031千円となり、前連結会計年度に比べ1,230,686千円の減少（前連結会計年度比32.7%減）となりました。また、売上総損失は447,575千円（前連結会計年度は売上総利益720,765千円）となりました。これは主に、初期費用や品質を維持するための費用が増加したこと、イベント開催に伴い発生する会場費や演出等に要する費用が当初の想定よりも高額となったことに伴うものであります。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は1,392,648千円となり、前連結会計年度に比べ727,889千円の増加（前連結会計年度比109.5%増）となりました。その主な内訳は、貸倒引当金繰入額384,555千円、販売促進費248,616千円、業務委託費216,320千円であります。

この結果、営業損失は1,840,223千円（前連結会計年度は営業利益56,006千円）となりました。

(経常損失)

営業外収益は3,154千円となり、前連結会計年度に比べ495千円の増加（前連結会計年度比18.6%増）となりました。また、営業外費用は184,486千円となり、前連結会計年度に比べ168,817千円の増加（前連結会計年度は営業外費用15,668千円）となりました。これは主に、資本増強に関する一時的な費用負担が発生したことに伴うものであります。

この結果、経常損失は2,021,554千円（前連結会計年度は経常利益42,997千円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

親会社株主に帰属する当期純損失は3,028,783千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失7,863千円）となりました。これは主に、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため減損損失493,421千円及びイベントの中止により債権の回収が不能となったため貸倒損失535,597千円を計上したことに伴うものであります。

b. 財政状態の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資金需要のうち主なものは、売上原価並びに販売費及び一般管理費等の営業費であります。売上原価の主な内容は、原価部門における外注費及び労務費であります。販売費及び一般管理費の主な内容は、販売促進費、業務委託費及び人件費であります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金の調達には、役員借入及び金融機関からの短期借入を基本とし、長期運転資金の調達には、金融機関からの長期借入を基本としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものはありません。

5【経営上の重要な契約等】

(金銭消費貸借契約)

(1) 株式会社豊崎会計事務所との金銭消費貸借契約

資金の用途	運転資金
借入先	株式会社豊崎会計事務所
借入金額	500,000千円
利率	年12% (年365日の日割計算)
借入実行日	2024年2月28日
返済期日	2024年3月31日
担保等の有無	無

(2) 当社代表取締役社長 伊達 晃洋(注)との2024年2月13日付の金銭消費貸借契約

資金の用途	番組制作費用
借入先	当社代表取締役社長 伊達 晃洋
借入金額	299,994千円
利率	無利息
	ただし、本金銭消費貸借契約の締結に当たり行われた伊達晃洋氏による借入で発生した利息及び諸経費3,724千円は当社負担とする。
借入実行日	2024年2月13日
返済期日	2025年2月12日(予定)
担保等の有無	無

(3) 当社代表取締役社長 伊達 晃洋(注)との2024年5月31日付の金銭消費貸借契約

資金の用途	運転資金
借入先	当社代表取締役社長 伊達 晃洋
借入金額	102,000千円
利率	無利息
借入実行日	2024年5月31日
返済期日	2025年5月31日(予定)
担保等の有無	無

(4) 当社代表取締役社長 伊達 晃洋(注)との2024年6月27日付の金銭消費貸借契約

資金の用途	運転資金
借入先	当社代表取締役社長 伊達 晃洋
借入金額	40,000千円
利率	無利息
借入実行日	2024年6月27日
返済期日	2025年6月27日(予定)
担保等の有無	無

(5) 当社代表取締役社長 伊達 晃洋(注)との2024年6月28日付の金銭消費貸借契約

資金の用途	運転資金
借入先	当社代表取締役社長 伊達 晃洋
借入金額	20,000千円
利率	無利息
借入実行日	2024年6月28日
返済期日	2025年6月28日(予定)
担保等の有無	無

(注) 伊達晃洋氏は、2024年9月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって当社代表取締役社長を退任しております。

(借入金の返済条件の変更)

株式会社豊崎会計事務所との準金銭消費貸借契約

当社は、2024年4月11日開催の取締役会において、「(金銭消費貸借契約)(1)株式会社豊崎会計事務所との金銭消費貸借契約」に記載の株式会社豊崎会計事務所との金銭消費貸借契約について、資金の借入の返済期日の延長及び利率の変更のための契約(以下、「準金銭消費貸借契約」という。)を締結することを決議し、同日付で準金銭消費貸借契約を締結いたしました。

条件変更の目的	運転資金の確保のため
借入先	株式会社豊崎会計事務所
条件変更の内容	利率を年12%(年365日の日割計算)から年6%(年365日の日割計算)に変更 変更後の利率は2024年4月1日より遡及適用 返済期日を2024年3月31日から2024年6月30日に変更
損益に及ぼす影響	当該条件変更が損益に及ぼす影響は軽微であります

(株式取得契約)

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、物販システム事業を営む株式会社ADOLOGの株式を取得し、同社を持分法適用関連会社とすることを決議し、2024年6月14日付で株式取得契約を締結いたしました。なお、株式取得の実行日は、クローリング条件が充足されていないため、未定であります。

(グロースパートナーシップ契約の終了)

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
株式会社Birdman (当社)	7ORDER	2021年9月14日	アーティスト活動に関するグロースパートナーシップ契約	2021年9月14日から1年間。 ただし、書面により契約を終了する旨の通知がない場合は、契約終了日から1年間更新可能。

(注) 2024年3月19日付で終了しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は総額2,099千円であります。
なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
			建物附属設備	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社(共通)	本社設備	-	-	34

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 建物の一部を賃借しております。本社オフィスの年間賃借料は、50,841千円であります。
3. 従業員数は、契約社員を含む就業員数であり、臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
4. 帳簿価額は、減損損失計上後の金額を記載しております。なお、減損損失の内容は、「第5 経理の状況
1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) 5 減損損失」に記載のとおりであります。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,800,000
計	13,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2024年9月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,522,300	7,006,300	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は100株でありま す。
計	6,522,300	7,006,300	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

	新株予約権
決議年月日	2016年5月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 20名 子会社取締役 1名 外部協力者 1名
新株予約権の数(個)	20 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000 (注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70 (注)2.4.
新株予約権の行使期間	2018年7月2日～2026年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70(注)4. 資本組入額 35(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、代表取締役の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 2017年12月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。また、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権 で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権 に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役の決定がなされた場合）は、取締役の決定により別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
その他、代表取締役が特定の新株予約権について、取得の必要があると認めるときには、その新株予約権を無償にて取得することができる。

第3回新株予約権

	新株予約権
決議年月日	2017年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 32名 子会社取締役 3名 子会社従業員 5名 外部協力者 2名
新株予約権の数(個)	10 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000 (注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300 (注)2.4.
新株予約権の行使期間	2019年7月19日～2027年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300(注)4. 資本組入額 150(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 2017年12月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。また、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。ただし、当該契約書又は計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

第4回新株予約権

	新株予約権
決議年月日	2018年7月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 41名 子会社取締役 6名 子会社従業員 13名 外部協力者 4名
新株予約権の数(個)	11 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,100 (注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	433 (注)2.4.
新株予約権の行使期間	2020年7月20日～2028年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 433 (注)4. 資本組入額 217 (注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。ただし、当該契約書又は計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第7回新株予約権

	新株予約権
決議年月日	2024年5月9日
新株予約権の数(個)	1,900 [1,416]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,900,000 [1,416,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	743
新株予約権の行使期間	2024年5月28日～2026年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,180 資本組入額 7,590
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9.

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

(1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、1,000株(以下、「対象株式数」という。)とする。

新株予約権の目的である株式の総数は1,900,000株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行もしくは自己株式の処分(ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く。)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る3.による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

(3) 上記(2)に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とする。

(2) 新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、743円とする。ただし、3.の規定に従って調整されるものとする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、(1)の場合のほか、(3)に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(5) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(5) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は(5) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4) (1) から(3)までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、(3) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(1)及び(3) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (6) (1)及び(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、(1)に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使期間
2024年5月28日（新株予約権の払込完了以降）から2026年5月27日までとする。ただし、6.に従って当社が新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する新株予約権については、取得日の前日までとする。
5. その他の新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部（1個未満での）行使はできない。
6. 新株予約権の取得事由
新株予約権は、新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降、当社から割当された者に対し相当期間を付して新株予約権の行使を催告しても、割当された者が行使しなかった場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において新株予約権1個につき15,180円で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又はそのうちの一部を取得することができる。
7. 新株予約権証券の発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
8. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
9. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権を行使することのできる期間

4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年7月1日～ 2020年6月30日 (注)1.	120,500	2,444,000	14,875	355,858	14,875	345,858
2020年7月1日～ 2021年6月30日 (注)1.	102,400	2,546,400	34,905	390,763	34,905	380,763
2021年7月1日～ 2022年6月30日 (注)1.	5,800	2,552,200	2,187	392,951	2,187	382,951
2022年7月1日～ 2022年12月31日 (注)1.	5,750	2,557,950	2,423	395,374	2,423	385,374
2023年1月1日 (注)2.	2,557,950	5,115,900	-	395,374	-	385,374
2023年1月1日～ 2023年6月30日 (注)1.	3,400	5,119,300	2,530	397,905	2,530	387,905
2024年5月27日 (注)3.	1,400,000	6,519,300	520,100	918,005	520,100	908,005
2023年7月1日～ 2024年6月30日 (注)1.	3,000	6,522,300	649	918,654	649	908,654

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 株式分割(1:2)によるものであります。

3. 有償第三者割当

発行価格 743円

資本組入額 371.5円

割当先 株式会社YourTurn

4. 2024年7月1日以降に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が484,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ183,479千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2024年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	21	37	12	8	2,376	2,456	-
所有株式数(単元)	-	5,959	2,965	29,082	454	23	26,711	65,194	2,900
所有株式数の割合(%)	-	9.1	4.6	44.6	0.7	0.0	41.0	100.0	-

(注)自己株式208株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に8株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社YourTurn	大阪府大阪市天王寺区上本町9丁目5-14	1,400	21.46
株式会社豊崎会計事務所	東京都中央区銀座4丁目9-8	781	11.98
有限会社T	東京都板橋区舟渡2丁目5-4	600	9.19
伊達 晃洋	東京都板橋区	554	8.50
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	510	7.82
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	85	1.30
石原 直幸	新潟県長岡市	81	1.24
瓜生 健太郎	東京都文京区	75	1.14
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6-21	69	1.06
小寺 紳一	兵庫県宝塚市	64	0.98
計	-	4,222	64.74

(注)1.前事業年度末において主要株主でなかった株式会社YourTurn及び株式会社豊崎会計事務所は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

2.前事業年度末において主要株主であった有限会社T及び伊達晃洋は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

3.2023年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、日興アセットマネジメント株式会社が2023年2月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 日興アセットマネジメント株式会社
住所 東京都港区赤坂9丁目7-1
保有株券等の数 469,600株
株券等保有割合 9.18%

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,519,200	65,192	-
単元未満株式	普通株式 2,900	-	-
発行済株式総数	6,522,300	-	-
総株主の議決権	-	65,192	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式8株が含まれております。

【自己株式等】

2024年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社Birdman	東京都渋谷区松濤 1丁目5番3号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	32	37,856
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	208	-	208	-

(注) 当期間における処理自己株式には、2024年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程であることから、内部留保の充実を図ることで、財務体質の強化と運転資金、設備投資に充当することで、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、内部留保資金の用途については、今後の新規事業の開発資金として投入していくこととしております。

また、当社の定款には中間配当を行うことができる旨を定めており、中間配当と期末配当の2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当は、取締役会決議によって定めることができるものとしております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「夢を応援する社会をつくる」ことをミッションとして掲げ、事業者を中心とする顧客をサポートし社会の発展に寄与する高付加価値なサービスを提供することを目指しております。

この経営理念のもと、株主、取引先、使用人等のステークホルダーの期待と信頼にこたえ企業価値を向上させるためには、コーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2017年9月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、外部専門家に業務委託することで内部監査担当を配置しております。そして監査等委員である取締役については3名中3名の社外取締役を登用しております。このような社外取締役による経営への牽制機能の強化や、上記機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。当社の取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名以内、監査等委員である取締役5名以内とする旨を定款に定めております。

a. 取締役会及び取締役

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）2名及び監査等委員である取締役3名の合計5名（提出日現在）で構成され、代表取締役社長を議長とし、法令又は定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び経営戦略等の重要事項について審議・決定し、取締役の業務執行について相互牽制による監督を行っております。原則として月1回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会の構成員の氏名は「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。

b. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名で構成されております。また、國松晃氏を委員長と定めております。監査等委員会の構成員の氏名は「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。

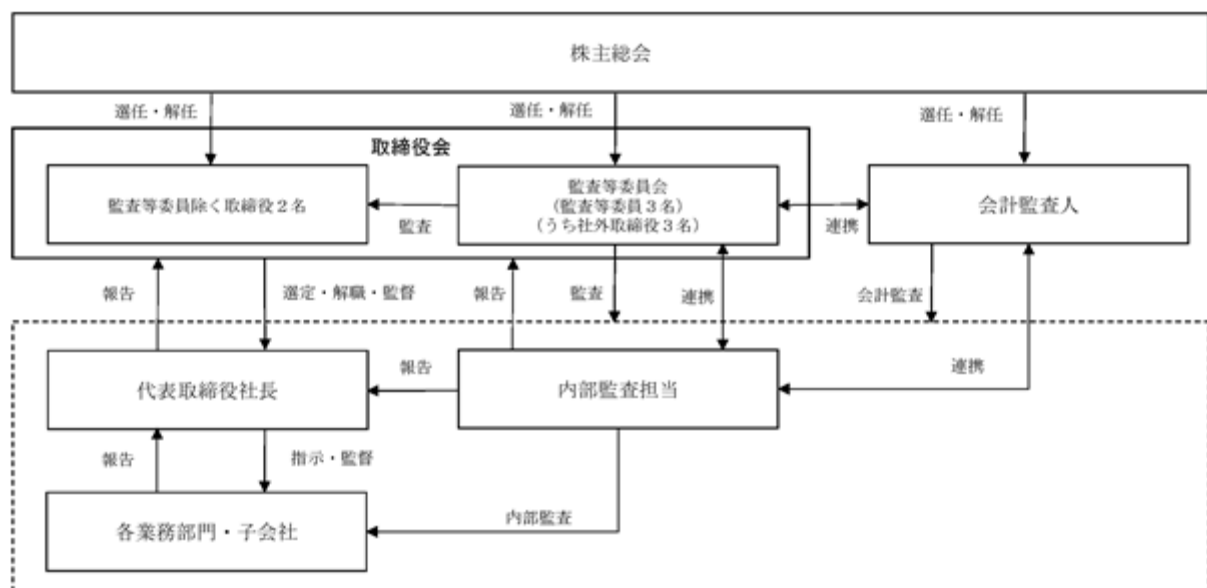
監査等委員である取締役は、取締役の執行状況等経営監視機能の充実に努めており、内部監査担当及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

c. 会計監査人

当社は、監査の効率性と品質を確保し、当社の規模と成長に必要な会計監査人を選任しております。

なお、会計監査人に、法令に違反・抵触した行為又は公序良俗に反する行為があったと判断した場合、及び職務の執行に支障があると判断した場合、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案といたします。

当社の企業統治体制は、以下のとおりであります。



内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備の状況

当社は、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえ、次のとおり内部統制システムに関する基本方針を定めております。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行うこととしております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」及び「行動規範」を制定しそれらを執務室に掲示し、月次で行われる全体会議においても随時コーポレート・ガバナンスについて確認することにより、役職員が日常の業務執行において、法令及び定款に適合した行動を意識できるように心掛けております。

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監査に加え、内部監査担当が内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監査等を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。

また、法令や社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部を管掌する取締役又は業務執行取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行う他、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、全ての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機能ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全取締役及び使用人の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

月1回開催される定例取締役会において、月次決算及び業務に係る報告がなされ、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに日常の業務執行の協議を活発に行っており、この取締役会の活性化が取締役の職務執行の効率化にもつながっております。

e. 当社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業績及び資産管理を中心とした業務については、管理本部が集中管理しております。これにより、執務室に掲示された「経営理念」及び「行動規範」を共有し、企業価値の向上を図り業務の適正を確保しております。内部監査については、内部監査担当が内部監査規程に基づき、実施しております。

f. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員は、必要に応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果を監査等委員会に報告しております。また、当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。

g. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会付使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行うこととしております。

- h. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの取締役及び使用人は、内部通報制度の通報状況を含め重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとし、監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとしております。
- また、監査等委員へ報告した取締役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護しております。
- i. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。
- また、監査等委員は、代表取締役社長を含む取締役及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。
- j. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとしております。
- k. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築しております。
- l. 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則第118条第3号にいう「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めておりません。

企業統治に関するその他の事項

- a. 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。
- 提出日現在、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。
- b. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。
- c. リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定・施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるリスク・コンプライアンス体制の整備、維持、向上のため、管理本部部長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置・開催しております。また、当社のリスクの早期発見等を目的として、弁護士及び管理本部人事総務グループを通報窓口とする内部通報制度を構築するとともに、重度、高度な判断が必要とされるリスクが予見・発見された場合には、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を構築しております。

d. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社を中心としたグループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、当社グループの内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、当社の取締役が子会社の業務運営を定期的に監督しております。また、内部監査担当は監査等委員会及び会計監査人と連携しつつ、内部監査規程に基づき子会社の内部監査を行っております。

e. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

. 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、中間配当を取締役会の決議によって実施することができる旨を定款に定めております。

f. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その議決権は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議事項要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

i. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を12回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
伊達 晃洋	12回	9回
三橋 秀一（注）1.	3回	3回
布施 優樹	12回	12回
伊藤 統彦（注）2.	10回	10回
松崎 文治	12回	11回
阿部 慎史	12回	12回
五十部 紀英	12回	11回

（注）1. 三橋秀一氏は、2023年9月28日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしましたので、退任前に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

2. 伊藤統彦氏は、2024年4月24日をもって辞任いたしましたので、辞任前に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、当社の経営に関する基本方針や重要な業務執行における事項、株主総会の決議により授権された事項、法令及び定款に定められた事項等の検討、及び取締役の業務執行状況の監督、並びに内部統制システムの整備及び運用の推進等を行っております。また、取締役が取締役会を欠席する場合には、事前に当該欠席者より議案に関する意見を聴取し、同意見を取締役会に報告するとともに、後日、決議された内容等の説明を適宜行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 5名 女性 -名（役員のうち女性の比率-%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	嶋津 宗成	1987年10月19日	2012年3月 2014年3月 2017年2月 2018年4月 2022年3月 2024年9月	株式会社ギザアーティスト 専属契約 株式会社ビーイング（現株式会社B ZONE）系列のGIZA studioよりメジャーデビュー UKホールディングス株式会社 入社 同社 新規事業部責任者（部長） ミューン株式会社 代表取締役（現任） 当社 代表取締役社長（現任）	(注) 2 .	-
取締役	吉川 元宏	1977年6月17日	2003年4月 2009年8月 2014年9月 2020年4月 2021年4月 2022年3月 2022年7月 2022年8月 2024年1月 2024年6月 2024年9月	株式会社クリスタル 入社 株式会社ベガソス・エレクトラ 代表取締役（現任） 株式会社コスモアールエス 代表取締役（現任） 株式会社ベガサス 代表取締役（現任） 五洋インテックス株式会社 代表取締役社長 株式会社海帆 取締役 同社 代表取締役副社長 株式会社SSS 取締役（現任） 株式会社海帆 代表取締役社長 同社 取締役（現任） 当社 顧問 当社 社外取締役（現任）	(注) 2 .	-
取締役 (監査等委員)	國松 晃	1975年12月30日	2000年8月 2014年6月 2018年11月 2019年6月 2021年1月 2022年1月 2022年8月 2024年9月	株式会社マック 入社 株式会社イーダイニング 代表取締役 株式会社海帆 入社 同社 取締役副社長 同社 代表取締役社長 株式会社SSS 代表取締役会長（現任） 株式会社海帆 取締役会長（現任） 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3 .	-
取締役 (監査等委員)	水谷 準一	1963年4月12日	1995年9月 2009年6月 2012年2月 2014年1月 2014年6月 2017年7月 2017年9月 2021年1月 2022年10月 2023年6月 2024年9月	株式会社ゲオ（現株式会社ゲオホールディングス） 入社 同社 経理部担当執行役員 株式会社セカンドストリート 取締役 合同会社ジェイエムシー 代表社員 ユニバーサルエコロジー株式会社 入社 同社 取締役管理部長 株式会社アスア 入社 同社 取締役管理本部長 株式会社海帆 執行役員管理本部長 KAIHAN ENERGY JAPAN合同会社（現KR ENERGY JAPAN合同会社） 職務執行者（現任） 株式会社海帆 取締役管理本部長（現任） 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3 .	-
取締役 (監査等委員)	刈谷 龍太	1983年11月22日	2012年2月 2015年6月 2020年3月 2021年9月 2024年9月	弁護士登録 弁護士法人グラディアトル法律事務所 代表社員 株式会社ジェイホールディングス 社外監査役（現任） 弁護士法人C-LiA 代表社員（現任） 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3 .	-
計						-

- (注) 1 . 吉川元宏氏、國松晃氏、水谷準一氏及び刈谷龍太氏は、社外取締役であります。
- 2 . 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、2024年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 . 監査等委員である取締役の任期は、2024年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社は社外取締役として、吉川元宏氏、國松晃氏、水谷準一氏及び刈谷龍太氏の4名（うち國松晃氏、水谷準一氏及び刈谷龍太氏は監査等委員）を選任しております。当該社外取締役は、社外取締役間での連携を密にすることによって情報共有を行い、必要に応じて当社管理本部、内部監査担当、会計監査人等と相互連携を図ることによって、当社の意思決定に対して幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見の提供を行っております。

吉川元宏氏は、株式会社海帆の取締役等を務め、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

國松晃氏は、株式会社海帆の取締役会長等を務め、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

水谷準一氏は、長年にわたり、上場企業、ベンチャー企業において管理業務に従事し、豊富な知見と経験を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

刈谷龍太氏は、弁護士として企業法務に精通していることに加えて、豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係も踏まえて、社外取締役を選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、豊富な経験と専門知識に基づき取締役会において、適宜意見を表明し、経営陣から独立した立場から経営の監督及びチェック機能を果たしております。監査等委員は、取締役会において専門的、客観的な見地から適宜発言を行っております。また、業務執行部門から独立した内部監査担当と連動し、社内各組織のコンプライアンス、リスクマネジメント及び会計処理の適正性、業務処理の妥当性の検証並びに改善への提言を行っております。さらに、会計監査人とは、定期的に情報交換及び意見交換を行い、効果的な連携を図っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員である取締役は3名であります。監査等委員は、監査方針、監査計画に基づき、毎月の監査等委員会の開催の他、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から受領した報告内容の検証、各部門等の実地調査等を行い、内部統制システムの整備等の取締役の職務執行を監査しております。なお、各監査等委員は、事業会社での長年の経験による事業等に関する豊富な知見、弁護士資格を有する等法律及び財務並びに会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は定例の監査等委員会を月1回開催しており、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催しております。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松崎 文治	12回	11回
阿部 慎史	12回	12回
五十部 紀英	12回	11回

監査等委員会における具体的な検討内容として、監査計画や監査方針、業務の適正を確保するための体制の整備及び運用の状況、会計監査人の職務執行の適切性評価、並びに再任適否及び報酬等に関する同意等を行っております。

また、監査等委員会委員長は、他の監査等委員とともに取締役会等の重要な会議への出席、重要な文書の閲覧、内部監査担当及び各部門、会計監査人との円滑な情報収集や意見交換等の活動を通じて、取締役の職務の執行の監査を行うとともに監査機能の連携・強化に努めております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社における内部監査は、内部監査担当を外部専門家に業務委託することにより実施しております。内部監査に関する基本的な事項を内部監査規程に定め、内部監査担当である外部専門家1名が内部監査を統括及び実施しております。

内部監査手続としては、業務全体にわたる内部監査を実施し、業務の改善に向けて具体的な助言及び勧告を行っております。内部監査担当は、代表取締役社長の承認を得た内部監査基本計画に基づき、経営の合理化、効率化及び業務の適正な遂行について、全業務部門及び子会社を対象に内部監査を実施しております。

b. 内部監査の実効性を確保するための取組み

内部監査の結果は、被監査部門及び被監査子会社に通知するとともに、代表取締役社長のみならず、監査等委員会及び必要に応じて取締役会に対しても、直接報告を行う体制を構築・運用しております。また、監査等委員及び会計監査人と定期的に内部監査の状況等を共有しております。さらに、内部監査の対象となった被監査部門及び被監査子会社に対して業務改善等の指摘を行った事項については、後日、改善状況を確認しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人A & Aパートナーズ

b. 継続監査期間

8年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 木間 久幸

指定社員 業務執行社員 松本 浩幸

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 3名

e. 監査法人の選任方針と理由

監査法人A & Aパートナーズは、監査の効率性と品質を確保し、当社の規模と成長に必要となる会計監査人であると判断しております。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査等委員会は、監査法人A & Aパートナーズと緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。これらを踏まえた上で、監査法人を総合的に評価し、選定について判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第12期（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）（連結・個別） 監査法人A & Aパートナーズ

第13期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）（連結・個別） 監査法人アリア

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

・異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称

監査法人A & Aパートナーズ

・異動の年月日

2024年9月26日

・退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2017年9月26日

・退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

・異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である監査法人A & Aパートナーズは、2024年9月26日開催の第12回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりました。2024年4月、同会計監査人より、監査業界を取り巻く環境が変化中、監査上必要なリスク評価及びリスク対応を適切に実施するための監査工数及び監査コストが増大している状況を踏まえ、2025年6月期に適切な監査チーム編成が困難となっているとの理由から任期満了をもって監査契約の継続を辞退したい旨の申し出がありました。監査等委員会は他の監査法人と比較検討してまいりましたが、当社の事業規模に見合った監査対応及び監査費用の相当性を総合的に勘案した結果、監査法人アリアを会計監査人に選任したものであります。

・ . . の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	26,800	-	32,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	26,800	-	32,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方法は、特に定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の規模、業界の特性を勘案して、監査等委員会の同意を得た上で双方協議により決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、過去の実績等も勘案し会計監査人の報酬等について同意の判断を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上に資するよう役員にとって適正なインセンティブとなるような配分で、「金銭報酬である固定報酬」と「非金銭報酬であるストック・オプション」で構成しております。

社外取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給しております。

b. 金銭報酬等に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、使用人給与の水準を考慮しながら、取締役会（e.の委任を受けた代表取締役社長）が、総合的に勘案して決定するものとしております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等はストック・オプションとし、株主総会で発行枠の決議を受けた後、取締役会にて詳細内容の発行決議を経た上で付与しております。

ストック・オプションの個数は、役位、職責、他社水準、使用人給与の水準を考慮しながら、取締役会が、総合的に勘案して決定するものとしております。

なお、ストック・オプションを付与するかどうかは、業績等を踏まえ、取締役会にて判断するものとしております。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、他社水準、使用人給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当業務を踏まえた評価配分をした結果に基づき、各取締役の基本報酬の額を決定することとしております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

役員の報酬等の額は、当社の持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上に貢献するよう、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、適切、公正かつバランスの取れたものにしております。また、役員の報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額内で算定しております。

当社の役員の報酬額は、2017年9月26日開催の第5回定時株主総会決議により、監査等委員ではない取締役は年額250百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）、監査等委員である取締役は年額30百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての報酬は含まないことを決定しております。提出日現在、対象となる役員は監査等委員ではない取締役は2名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は3名）とすることをそれぞれ決定しております。

また、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対してストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額25百万円以内とすることを決定しております。

当社は役員報酬等の額等の決定方針の決定に関与する委員会等は設置しておらず、各役員の個別の報酬額は、株主総会決議の範囲内で職務責任や業績等を考慮して、取締役会の決議により決定しております。

当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容については、当社の業績向上及び企業価値の増大への貢献度、またその役位に応じて報酬の額を算出し、取締役会での協議を経た後、各取締役の個別の報酬等の額を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及 び社外取締役を除く)	62,765	62,765	-	-	-	-	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	-	-
社外役員	12,000	12,000	-	-	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を保有目的が純投資目的である投資株式とし、それ以外の投資株式を保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	4,982	3	84,950
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	21,671	(注)
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 非上場株式については、市場価格のない株式等であることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,196,856	115,844
売掛金	348,370	241,406
契約資産	75,608	1,699
未成業務支出金	8,541	4,677
前渡金	398,209	-
前払費用	151,660	25,896
短期貸付金	-	25,500
未収入金	28,989	32,922
未収消費税等	-	65,372
立替金	487,965	235,159
その他	12,461	119
貸倒引当金	65,899	445,978
流動資産合計	2,642,764	302,619
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	68,323	29,581
工具、器具及び備品	22,499	20,535
建設仮勘定	6,975	-
減価償却累計額	40,660	50,116
有形固定資産合計	57,136	-
無形固定資産		
のれん	12,448	-
ソフトウェア	5,688	-
無形固定資産合計	18,136	-
投資その他の資産		
投資有価証券	1,96,329	1,16,396
長期貸付金	-	30,250
敷金	57,828	43,929
長期未収入金	72,776	77,251
その他	40,090	12,994
貸倒引当金	72,776	107,501
投資その他の資産合計	194,247	73,320
固定資産合計	269,520	73,320
資産合計	2,912,285	375,940

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	239,719	78,944
短期借入金	2,413,000	2,721,994
1年内返済予定の長期借入金	321,473	331,548
契約負債	590,608	96,481
未払金	24,934	157,111
未払法人税等	-	6,924
その他	60,852	12,293
流動負債合計	1,650,587	1,405,298
固定負債		
長期借入金	749,143	417,595
固定負債合計	749,143	417,595
負債合計	2,399,730	1,822,893
純資産の部		
株主資本		
資本金	397,905	918,654
資本剰余金	387,905	908,654
利益剰余金	278,935	3,307,718
自己株式	165	203
株主資本合計	506,709	1,480,612
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	3,646	4,817
その他の包括利益累計額合計	3,646	4,817
新株予約権	2,198	28,842
純資産合計	512,554	1,446,953
負債純資産合計	2,912,285	375,940

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高	1 4,484,483	1 2,085,456
売上原価	3,763,718	2,533,031
売上総利益又は売上総損失()	720,765	447,575
販売費及び一般管理費	2 664,758	2 1,392,648
営業利益又は営業損失()	56,006	1,840,223
営業外収益		
受取利息	7	10
利子補給金	1,799	1,541
受取補償金	-	925
消費税差額	465	227
その他	386	448
営業外収益合計	2,659	3,154
営業外費用		
支払利息	8,538	28,660
持分法による投資損失	4,822	1,134
増資関連費用	-	116,499
貸倒引当金繰入額	-	30,250
支払解決金	1,799	-
その他	507	7,941
営業外費用合計	15,668	184,486
経常利益又は経常損失()	42,997	2,021,554
特別利益		
固定資産売却益	3 1,636	-
投資有価証券売却益	-	21,671
貸倒引当金戻入額	4 5,000	-
資産除去債務戻入益	2,588	-
その他	523	2,198
特別利益合計	9,748	23,869
特別損失		
減損損失	-	5 493,421
固定資産除却損	6 1,548	-
貸倒損失	-	7 535,597
特別損失合計	1,548	1,029,019
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失()	51,197	3,026,704
法人税、住民税及び事業税	15,142	2,079
法人税等調整額	43,918	-
法人税等合計	59,060	2,079
当期純損失()	7,863	3,028,783
非支配株主に帰属する当期純損失()	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	7,863	3,028,783

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
当期純損失()	7,863	3,028,783
その他の包括利益		
持分法適用会社に対する持分相当額	3,646	1,170
その他の包括利益合計	3,646	1,170
包括利益	4,216	3,027,612
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,216	3,027,612
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	392,951	382,951	271,072	165	504,664
当期変動額					
新株の発行	4,953	4,953			9,907
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			7,863		7,863
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,953	4,953	7,863	-	2,044
当期末残高	397,905	387,905	278,935	165	506,709

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,054	4,054	9,960	518,679
当期変動額				
新株の発行				9,907
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）				7,863
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	407	407	7,761	8,169
当期変動額合計	407	407	7,761	6,124
当期末残高	3,646	3,646	2,198	512,554

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	397,905	387,905	278,935	165	506,709
当期変動額					
新株の発行	520,749	520,749			1,041,499
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			3,028,783		3,028,783
自己株式の取得				37	37
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	520,749	520,749	3,028,783	37	1,987,322
当期末残高	918,654	908,654	3,307,718	203	1,480,612

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,646	3,646	2,198	512,554
当期変動額				
新株の発行				1,041,499
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）				3,028,783
自己株式の取得				37
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,170	1,170	26,643	27,813
当期変動額合計	1,170	1,170	26,643	1,959,508
当期末残高	4,817	4,817	28,842	1,446,953

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失()	51,197	3,026,704
減価償却費	12,037	11,477
減損損失	-	63,019
のれん償却額	1,556	6,890
貸倒引当金の増減額(は減少)	93,313	414,805
受取利息	7	10
利子補給金	1,799	1,541
受取補償金	-	925
支払利息	8,538	28,660
持分法による投資損益(は益)	4,822	1,134
増資関連費用	-	60,000
投資有価証券売却損益(は益)	-	21,671
資産除去債務戻入益	2,588	-
固定資産除却損	1,548	-
固定資産売却損益(は益)	1,636	-
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	295,179	180,872
棚卸資産の増減額(は増加)	8,491	3,864
前渡金の増減額(は増加)	372,304	398,209
前払費用の増減額(は増加)	129,487	125,388
立替金の増減額(は増加)	487,543	252,806
仕入債務の増減額(は減少)	37,761	160,774
契約負債の増減額(は減少)	590,608	494,126
その他	89,567	47,306
小計	79,878	2,111,319
利息の受取額	7	10
利息の支払額	8,457	28,285
利子補給金の受取額	1,799	1,658
補償金の受取額	-	925
法人税等の還付額	2,229	28,971
法人税等の支払額	73,000	14,748
営業活動によるキャッシュ・フロー	157,299	2,122,786
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	9,983	2,099
有形固定資産の売却による収入	30,091	-
有形固定資産の除却による支出	600	-
無形固定資産の取得による支出	780	300
投資有価証券の売却による収入	-	101,640
貸付けによる支出	-	55,750
資産除去債務の履行による支出	550	1,395
事業譲受による支出	15,000	5,000
敷金の差入による支出	-	470
敷金の回収による収入	32,559	14,779
投資活動によるキャッシュ・フロー	35,737	51,404

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	239,000	305,270
長期借入れによる収入	600,000	-
長期借入金の返済による支出	235,969	321,473
株式の発行による収入	9,907	1,037,858
新株予約権の発行による収入	-	28,752
自己株式の取得による支出	-	37
増資関連費用の支出	-	60,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	612,938	990,369
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	491,376	1,081,012
現金及び現金同等物の期首残高	705,479	1,196,856
現金及び現金同等物の期末残高	1,196,856	115,844

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、当連結会計年度において、業績の大幅な悪化等により、営業損失1,840,223千円、経常損失2,021,554千円、親会社株主に帰属する当期純損失3,028,783千円及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上した結果、1,446,953千円の債務超過となり、当面の資金繰りにも懸念が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。今後、当社グループは、当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために、以下の対応策に取り組んでまいります。

1. 利益確保の体制の強化

各取引について精査を行い、継続的に原価の低減を図り、利益率の向上に取り組んでまいります。また、随時販売費及び一般管理費の見直しを実施し、販売費及び一般管理費の削減を推進し、利益の確保に努めてまいります。

2. 資金調達

「注記事項(重要な後発事象)(新株予約権の行使)」に記載のとおり、2024年5月27日に発行した新株予約権の一部の行使が2024年7月1日以降に行われ、359,612千円を調達いたしました。今後、残りの新株予約権が行使された場合には、追加で1,052,088千円を調達できる見込みであります。また、2024年6月5日付で顧問に就任いたしました吉川元宏氏(現当社取締役)と、適宜運転資金確保のための協議を行いました。

しかしながら、上記対応策は実施途上にあり、効果を十分に得ることができない可能性も想定されること、また、残りの新株予約権の行使による追加的な資金調達は未確定であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社LIVE-ad

株式会社LIVE-adは、2024年4月1日付で株式会社Entertainment Nextより商号変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称 北京伊藤商貿有限公司

北京伊藤商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

・ 未成業務支出金

個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

MX事業

MX事業では、顧客ニーズに応じて、SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の各種サービスを提供しております。当該サービスについては、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、合理的に見積ることができる場合は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。なお、約束された対価は、全ての履行義務を充足したのち概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

EX事業

EX事業では、アーティストに関するコンサートやイベント等の入場料により収入が生じております。入場料による収入は、各公演の実施に基づき収益を認識しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、グッズ販売として、公演会場における直接販売やオンラインショップにおける販売により収入が生じております。当該グッズ販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、グッズ販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したのものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(投資有価証券の評価)

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
投資有価証券	96,329

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、市場価格のない株式等について、発行会社の財政状態及び将来の事業計画等、期末時点で入手可能な情報を基に慎重に減損の要否を判断しております。

事業計画入手後の状況の変化により、実績が事業計画を下回る場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる可能性があります。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「敷金」及び「長期未収入金」並びに「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度よりそれぞれ独立掲記することとしました。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

これらの結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた41,451千円は、「未収入金」28,989千円、「その他」12,461千円として、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた170,694千円は、「敷金」57,828千円、「長期未収入金」72,776千円、「その他」40,090千円として、「流動負債」の「その他」に表示していた85,786千円は、「未払金」24,934千円、「その他」60,852千円としてそれぞれ組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「のれん償却額」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた91,123千円は、「のれん償却額」1,556千円、「その他」89,567千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
投資有価証券(株式)	11,378千円	11,414千円

- 2 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	700,000千円	90,000千円
借入実行残高	413,000	90,000
差引額	287,000	-

3 偶発債務

当社は、株式会社ケーエムミュージックより、2023年3月13日付で締結した業務委託契約に関し、報酬等の支払いを求める報酬等支払請求権27,649千円の提起を受けております。

当社としては、今回の株式会社ケーエムミュージックの請求は根拠がないものと考えており、東京地方裁判所にて訴訟が係属中であり、現時点において同訴訟に関する影響額の合理的な見積りは困難であります。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
給与手当	116,806千円	163,325千円
販売促進費	11,617	248,616
業務委託費	77,058	216,320
貸倒引当金繰入額	70,675	384,555

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、主要な費目として表示していなかった「販売促進費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より主要な費目として表示し、前連結会計年度の当該金額を注記しております。

前連結会計年度において、主要な費目として表示していた「役員報酬」、「交際費」及び「地代家賃」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より主要な費目として表示しておりません。なお、前連結会計年度の「役員報酬」は86,700千円、「交際費」は69,077千円、「地代家賃」は73,785千円であります。

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
機械装置及び運搬具	1,636千円	- 千円

4 貸倒引当金戻入額

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社グループの取引先1社に対する債権を取り立てたため、回収額である5,000千円の貸倒引当金戻入額を計上することとしました。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

5 減損損失

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社（東京都渋谷区）	事業用資産	前渡金、建物附属設備、のれん、投資その他の資産のその他（長期前払費用）等

当社グループは、原則として、事業用資産は事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。

上記資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（493,421千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、前渡金397,402千円、建物附属設備38,742千円、のれん10,558千円、投資その他の資産のその他（長期前払費用）33,000千円及びその他13,719千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロと算定しております。

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）	当連結会計年度 （自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）
建物附属設備	1,548千円	- 千円

7 貸倒損失

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

開催を予定していたイベントの中止により債権の回収が不能となったため、回収不能額である535,597千円の貸倒損失を計上することとしました。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）	当連結会計年度 （自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	3,646千円	1,170千円
その他の包括利益合計	3,646	1,170

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 持分法の適用範囲の変動による過年度影響額に関する事項

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、持分法の適用範囲の変動による過年度影響額12,091千円を利益剰余金の期首残高に調整しております。

2. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.	2,552,200	2,567,100	-	5,119,300
合計	2,552,200	2,567,100	-	5,119,300
自己株式(注)1.3.				
普通株式	88	88	-	176
合計	88	88	-	176

(注)1. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加2,567,100株は、株式分割による増加2,557,950株、新株予約権の行使による増加9,150株であります。

3. 普通株式の自己株式数の増加88株は、株式分割によるものであります。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,198
	合計	-	-	-	-	-	2,198

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	5,119,300	1,403,000	-	6,522,300
合計	5,119,300	1,403,000	-	6,522,300
自己株式（注）2.				
普通株式	176	32	-	208
合計	176	32	-	208

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,403,000株は、第三者割当による新株式の発行による増加1,400,000株、新株予約権の行使による増加3,000株であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加32株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第7回新株予約権 （注）	普通株式	-	1,900,000	-	1,900,000	28,842
合計		-	-	-	-	-	28,842

（注）第7回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）	当連結会計年度 （自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）
現金及び預金勘定	1,196,856千円	115,844千円
現金及び現金同等物	1,196,856	115,844

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関等からの借入により資金調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、前渡金、未収入金、立替金及び長期未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

未収消費税等は、1年以内に還付予定であります。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

賃貸借契約に基づく敷金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先及び貸付先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、取引先及び貸付先の信用状況を定期的に把握し、取引先及び貸付先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約締結に際し預託先の信用状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額に表されております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するためのデリバティブの利用はありません。ただし、今後の金利情勢如何では金利変動リスクを回避するためのデリバティブの導入を検討してまいります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「前渡金」、「短期貸付金」、「未収入金」、「未収消費税等」、「立替金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2023年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金	57,828	57,828	-
長期未収入金	72,776		
貸倒引当金(2)	72,776		
	-	-	-
資産計	57,828	57,828	-
長期借入金(3)	1,070,616	1,071,755	1,139
負債計	1,070,616	1,071,755	1,139

(1) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2023年6月30日)
非上場株式	84,950
関係会社株式	11,378

(2) 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 長期借入金については、1年内返済予定分を含めております。

当連結会計年度(2024年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期貸付金	30,250		
貸倒引当金(2)	30,250		
	-	-	-
敷金	43,929	43,176	753
長期未収入金	77,251		
貸倒引当金(2)	77,251		
	-	-	-
資産計	43,929	43,176	753
長期借入金(3)	749,143	736,294	12,848
負債計	749,143	736,294	12,848

(1) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2024年6月30日)
非上場株式	4,982
関係会社株式	11,414

(2) 長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 長期借入金については、1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,196,856	-	-	-
売掛金	348,370	-	-	-
未収入金	28,989	-	-	-
前渡金	398,209	-	-	-
立替金	487,965	-	-	-
敷金	-	57,828	-	-
合計	2,460,391	57,828	-	-

() 長期未収入金については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	115,844	-	-	-
売掛金	241,406	-	-	-
短期貸付金	25,500	-	-	-
未収入金	32,922	-	-	-
未収消費税等	65,372	-	-	-
立替金	235,159	-	-	-
敷金	-	43,929	-	-
合計	716,205	43,929	-	-

() 長期貸付金及び長期未収入金については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	413,000	-	-	-	-	-
長期借入金	321,473	331,548	221,874	126,040	69,681	-
合計	734,473	331,548	221,874	126,040	69,681	-

当連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	721,994	-	-	-	-	-
長期借入金	331,548	221,874	126,040	69,681	-	-
合計	1,053,542	221,874	126,040	69,681	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年6月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	57,828	-	57,828
資産計	-	57,828	-	57,828
長期借入金	-	1,071,755	-	1,071,755
負債計	-	1,071,755	-	1,071,755

当連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	43,176	-	43,176
資産計	-	43,176	-	43,176
長期借入金	-	736,294	-	736,294
負債計	-	736,294	-	736,294

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2023年6月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額84,950千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2024年6月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額4,982千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自2022年7月1日至2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2023年7月1日至2024年6月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	101,640	21,671	-
合計	101,640	21,671	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
販売費及び一般管理費	5,540	-

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自2022年7月1日 至2023年6月30日)	当連結会計年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)
特別利益「その他」	523	2,198

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 20名 子会社取締役 1名 外部協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 32名 子会社取締役 3名 子会社従業員 5名 外部協力者 2名	当社取締役 3名 当社従業員 41名 子会社取締役 6名 子会社従業員 13名 外部協力者 4名	当社取締役 1名 当社従業員 2名 子会社取締役 4名 子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 189,000株	普通株式 211,000株	普通株式 164,000株	普通株式 33,800株
付与日	2016年7月1日	2017年7月18日	2018年7月19日	2020年8月11日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年7月2日～ 2026年5月30日	2019年7月19日～ 2027年7月18日	2020年7月20日～ 2028年7月19日	2022年7月21日～ 2030年7月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月1日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)及び2023年1月1日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	2,000	1,000	4,100	4,200
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	3,000	-
失効	-	-	-	4,200
未行使残	2,000	1,000	1,100	-

（注）2017年12月1日付の株式分割（普通株式1株につき50株の割合）及び2023年1月1日付の株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2016年5月30日	2017年7月18日	2018年7月19日	2020年7月20日
権利行使価格（円）	70	300	433	1,035
行使時平均株価（円）	-	-	1,112	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	523.5

（注）2017年12月1日付の株式分割（普通株式1株につき50株の割合）及び2023年1月1日付の株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 3,306千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 2,037千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2.	87,071千円	548,051千円
貸倒引当金	43,812	251,003
減損損失	3,720	149,094
前払費用	-	109,744
未収入金	-	64,374
投資有価証券評価損	7,660	17,045
資産除去債務	503	377
その他	6,072	7,454
繰延税金資産小計	148,840	1,147,144
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2.	87,071	548,051
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	61,769	599,093
評価性引当額小計(注)1.	148,840	1,147,144
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

(注)1. 評価性引当額が998,304千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金が増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	-	-	-	-	-	87,071	87,071
評価性引当額	-	-	-	-	-	87,071	87,071
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	-	-	-	-	-	548,051	548,051
評価性引当額	-	-	-	-	-	548,051	548,051
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	税金等調整前当期純 損失が計上されている ため、記載を省略して おります。
交際費等永久に損金に算入されない項目	43.2	
株式報酬費用	3.3	
住民税均等割	1.8	
持分法による投資損益	2.9	
関係会社株式評価損	6.4	
中小法人軽減税率の適用	1.7	
のれん償却額	0.3	
評価性引当額の増減	45.6	
その他	2.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	115.4	

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	660,774千円	348,370千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	348,370	241,406
契約資産(期首残高)	56,401	75,608
契約資産(期末残高)	75,608	1,699
契約負債(期首残高)	212	590,608
契約負債(期末残高)	590,608	96,481

契約資産は、主にMX事業において進捗度に応じて認識される収益に係る未請求の対価であり、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客から受取った前受対価に係るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、212千円です。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、590,608千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、提供するサービスを事業単位の基礎として、包括的な戦略を立案し、事業を展開しております。

したがって、当社は、サービス別のセグメントから構成されており、「MX事業」及び「EX事業」の2つを報告セグメントとしております。

「MX事業」は、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるべく、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供する事業であります。「EX事業」は、エンターテインメント業界をアップデートするべく、当社の主力事業領域であるクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながら新しいエンタメの形を創出する事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1.	連結財務諸表 計上額 (注)2.
	MX事業	EX事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,787,944	2,696,539	4,484,483	-	4,484,483
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,787,944	2,696,539	4,484,483	-	4,484,483
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,787,944	2,696,539	4,484,483	-	4,484,483
セグメント利益	213,697	173,176	386,873	330,866	56,006

(注)1. セグメント利益の調整額 330,866千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の金額は、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1 .	連結財務諸表 計上額 (注) 2 .
	MX事業	EX事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,199,106	886,349	2,085,456	-	2,085,456
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,199,106	886,349	2,085,456	-	2,085,456
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	1,199,106	886,349	2,085,456	-	2,085,456
セグメント利益又は損失()	98,234	1,654,513	1,556,278	283,944	1,840,223

(注) 1 . セグメント利益又は損失の調整額 283,944千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 . セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 . セグメント資産の金額は、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

1 . 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 . 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 . 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ローソンエンタテインメント	1,063,288	EX事業
株式会社ウエス	717,451	EX事業

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ローソンエンタテインメント	481,724	EX事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

	MX事業	EX事業	全社・消去	合計
減損損失	-	447,935	45,486	493,421

(注)「全社・消去」の金額は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

(単位：千円)

	MX事業	EX事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	1,556	-	1,556
当期末残高	-	12,448	-	12,448

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

	MX事業	EX事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	6,890	-	6,890
当期末残高	-	-	-	-

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株式会社豊崎会計事務所	東京都中央区	10,000	不動産・経営・会計に関するコンサルタント業務	(被所有) 直接 11.9	資金の借入	資金の借入(注)	500,000	短期借入金	100,000
							資金の返済	400,000		
							利息の支払(注)	10,734	流動負債のその他(未払費用)	1,495

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入は、当社の財政状況等を勘案して合理的に決定しております。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	伊達 晃洋	-	-	当社代表取締役社長 (注) 2.	(被所有) 直接 8.5 間接 9.1	当社代表取締役社長	資金の借入 (注) 1.	461,994	短期借入金	461,994

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入は、無利息であります。

2. 伊達晃洋氏は、2024年9月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって当社代表取締役社長を退任しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり純資産額	99.69円	226.27円
1株当たり当期純損失()	1.53円	576.48円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	7,863	3,028,783
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(千円)	7,863	3,028,783
普通株式の期中平均株式数(株)	5,112,080	5,253,853
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	新株予約権4種類(新株予約権 の数92個(普通株式11,300 株))。 なお、概要は「注記事項(ス トック・オプション等関係)」 に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権 の数1,941個(普通株式 1,904,100株))。 なお、概要は「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	512,554	1,446,953
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	2,198	28,842
(うち新株予約権(千円))	(2,198)	(28,842)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	510,356	1,475,795
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	5,119,124	6,522,092

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使)

2024年7月1日以降に、第7回新株予約権の行使が行われました。当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 行使された新株予約権の個数 | 484個 |
| 2. 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式 484,000株 |
| 3. 資本金の増加額 | 183,479千円 |
| 4. 資本準備金の増加額 | 183,479千円 |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	413,000	721,994	0.97	-
1年内返済予定の長期借入金	321,473	331,548	2.85	-
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)	749,143	417,595	2.84	2025年7月～ 2028年6月
合計	1,483,616	1,471,137	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	221,874	126,040	69,681	-

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	595,755	1,209,351	1,971,936	2,085,456
税金等調整前四半期(当期) 純損失() (千円)	70,414	171,456	1,322,535	3,026,704
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失() (千円)	70,647	171,800	1,323,051	3,028,783
1株当たり四半期(当期) 純損失() (円)	13.80	33.56	258.44	576.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	13.80	19.75	224.87	301.33

訴訟

(ロハス製薬株式会社及びアイア株式会社による損害賠償請求訴訟)

当社は、ロハス製薬株式会社が展開する化粧品ブランドのイメージ毀損を行ったとして、ロハス製薬株式会社及びアイア株式会社より損害賠償請求訴訟(損害賠償請求金額296,151,489円、訴状受領日2021年5月20日)の提起を受けております。当社は、ロハス製薬株式会社及びアイア株式会社の主張はいずれも認められるものではないと考えており、裁判において当社の主張を行い、本件の適切受当な解決を図ってまいります。

(株式会社ケーエムミュージックによる報酬等の支払いを求める訴訟)

当社は、株式会社ケーエムミュージックより、2023年3月13日付で締結した業務委託契約に関し、報酬等の支払いを求める報酬等支払請求権27,649千円の提起を受けております。

当社としては、今回の株式会社ケーエムミュージックの請求は根拠がないものと考えており、東京地方裁判所にて訴訟が係属中であり、現時点において同訴訟に関する影響額の合理的な見積りは困難であります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,095,732	115,591
売掛金	242,881	139,217
契約資産	75,608	1,699
商品	90	119
未成業務支出金	8,541	4,677
前払費用	18,979	25,896
未収入金	1,224,746	1,354,751
未収消費税等	15,081	65,072
立替金	-	235,159
その他	26,727	25,500
貸倒引当金	24,190	454,824
流動資産合計	2,684,199	512,860
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	45,455	-
工具、器具及び備品	4,706	-
有形固定資産合計	50,161	-
無形固定資産		
のれん	12,448	-
ソフトウェア	5,688	-
無形固定資産合計	18,136	-
投資その他の資産		
投資有価証券	84,950	4,982
関係会社株式	23,996	13,996
出資金	10	10
長期貸付金	-	30,250
長期前払費用	1,675	12,984
敷金	57,828	43,929
長期未収入金	72,776	77,251
貸倒引当金	72,776	107,501
投資その他の資産合計	168,460	75,902
固定資産合計	236,758	75,902
資産合計	2,920,958	588,763

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	239,719	78,944
短期借入金	2,413,000	2,721,994
1年内返済予定の長期借入金	321,473	331,548
契約負債	-	96,481
未払金	1,631,214	1,367,396
未払法人税等	-	6,889
未払費用	6,422	10,651
預り金	29,810	1,632
流動負債合計	1,641,639	1,615,539
固定負債		
長期借入金	749,143	417,595
固定負債合計	749,143	417,595
負債合計	2,390,782	2,033,134
純資産の部		
株主資本		
資本金	397,905	918,654
資本剰余金		
資本準備金	387,905	908,654
資本剰余金合計	387,905	908,654
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	257,668	3,300,319
利益剰余金合計	257,668	3,300,319
自己株式	165	203
株主資本合計	527,976	1,473,213
新株予約権	2,198	28,842
純資産合計	530,175	1,444,371
負債純資産合計	2,920,958	588,763

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高	1 3,058,502	2,085,456
売上原価	1 2,396,569	2,533,031
売上総利益又は売上総損失()	661,932	447,575
販売費及び一般管理費	2 605,547	2 1,437,695
営業利益又は営業損失()	56,385	1,885,270
営業外収益		
受取利息	7	10
利子補給金	1,799	1,541
受取補償金	-	925
消費税差額	464	227
その他	421	448
営業外収益合計	2,694	3,154
営業外費用		
支払利息	8,538	28,660
増資関連費用	-	116,499
貸倒引当金繰入額	-	30,250
支払解決金	1,799	-
その他	202	7,941
営業外費用合計	10,540	183,351
経常利益又は経常損失()	48,538	2,065,467
特別利益		
固定資産売却益	3 1,636	-
投資有価証券売却益	-	21,671
貸倒引当金戻入額	4 5,000	-
資産除去債務戻入益	2,588	-
その他	523	2,198
特別利益合計	9,748	23,869
特別損失		
減損損失	-	453,446
固定資産除却損	5 1,548	-
関係会社株式評価損	6 10,648	6 10,000
貸倒損失	-	535,597
特別損失合計	12,197	999,044
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	46,090	3,040,642
法人税、住民税及び事業税	858	2,009
法人税等調整額	43,918	-
法人税等合計	44,776	2,009
当期純利益又は当期純損失()	1,313	3,042,651

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	392,951	382,951	382,951	258,981	258,981	165	516,755	9,960	526,715
当期変動額									
新株の発行	4,953	4,953	4,953				9,907		9,907
当期純利益				1,313	1,313		1,313		1,313
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								7,761	7,761
当期変動額合計	4,953	4,953	4,953	1,313	1,313	-	11,221	7,761	3,459
当期末残高	397,905	387,905	387,905	257,668	257,668	165	527,976	2,198	530,175

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	397,905	387,905	387,905	257,668	257,668	165	527,976	2,198	530,175
当期変動額									
新株の発行	520,749	520,749	520,749				1,041,499		1,041,499
当期純損失（ ）				3,042,651	3,042,651		3,042,651		3,042,651
自己株式の取得						37	37		37
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								26,643	26,643
当期変動額合計	520,749	520,749	520,749	3,042,651	3,042,651	37	2,001,189	26,643	1,974,546
当期末残高	918,654	908,654	908,654	3,300,319	3,300,319	203	1,473,213	28,842	1,444,371

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、当事業年度において、業績の大幅な悪化等により、営業損失1,885,270千円、経常損失2,065,467千円及び当期純損失3,042,651千円を計上した結果、1,444,371千円の債務超過となり、当面の資金繰りにも懸念が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。今後、当社は、当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために、以下の対応策に取り組んでまいります。

1. 利益確保の体制の強化

各取引について精査を行い、継続的に原価の低減を図り、利益率の向上に取り組んでまいります。また、随時販売費及び一般管理費の見直しを実施し、販売費及び一般管理費の削減を推進し、利益の確保に努めてまいります。

2. 資金調達

「注記事項(重要な後発事象)(新株予約権の行使)」に記載のとおり、2024年5月27日に発行した新株予約権の一部の行使が2024年7月1日以降に行われ、359,612千円を調達いたしました。今後、残りの新株予約権が行使された場合には、追加で1,052,088千円を調達できる見込みであります。また、2024年6月5日付で顧問に就任いたしました吉川元宏氏(現当社取締役)と、適宜運転資金確保のための協議を行いました。

しかしながら、上記対応策は実施途上にあり、効果を十分に得ることができない可能性も想定されること、また、残りの新株予約権の行使による追加的な資金調達は未確定であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品
個別法による原価法を採用しております。
- ・ 未成業務支出金
個別法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10年～15年
工具、器具及び備品	4年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) MX事業

MX事業では、顧客ニーズに応じて、SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の各種サービスを提供しております。当該サービスについては、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、合理的に見積ることができる場合は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。なお、約束された対価は、全ての履行義務を充足したのち概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) EX事業

EX事業では、アーティストに関するコンサートやイベント等の入場料により収入が生じております。入場料による収入は、各公演の実施に基づき収益を認識しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、グッズ販売として、公演会場における直接販売やオンラインショップにおける販売により収入が生じております。当該グッズ販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、グッズ販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間の定額法により償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

(投資有価証券の評価)

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	当事業年度
投資有価証券	84,950

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)(投資有価証券の評価)2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収消費税等」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた41,809千円は、「未収消費税等」15,081千円、「その他」26,727千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
短期金銭債権	1,210,285千円	336,356千円
短期金銭債務	606,640	210,291

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	700,000千円	90,000千円
借入実行残高	413,000	90,000
差引額	287,000	-

3 偶発債務

当社は、株式会社ケーエムミュージックより、2023年3月13日付で締結した業務委託契約に関し、報酬等の支払いを求める報酬等支払請求権27,649千円の提起を受けております。

当社としては、今回の株式会社ケーエムミュージックの請求は根拠がないものと考えており、東京地方裁判所にて訴訟が係属中であります。なお、現時点において同訴訟に関する影響額の合理的な見積りは困難であります。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	3,600千円	- 千円
売上原価	7,489	-

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
給与手当	116,806千円	163,325千円
販売促進費	10,672	248,616
業務委託費	68,444	215,567
減価償却費	12,037	11,477
貸倒引当金繰入額	28,966	435,109
おおよその割合		
販売費	12.2%	15.7%
一般管理費	87.8%	84.3%

(表示方法の変更)

前事業年度において、主要な費目として表示していなかった「販売促進費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より主要な費目として表示し、前事業年度の当該金額を注記しております。

前事業年度において、主要な費目として表示していた「役員報酬」、「交際費」及び「地代家賃」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より主要な費目として表示しておりません。なお、前事業年度の「役員報酬」は86,700千円、「交際費」は67,080千円、「地代家賃」は73,785千円であります。

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
機械装置及び運搬具	1,636千円	- 千円

4 貸倒引当金戻入額

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社の取引先1社に対する債権を取り立てたため、回収額である5,000千円の貸倒引当金戻入額を計上することとしました。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
建物附属設備	1,548千円	- 千円

6 関係会社株式評価損

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

当社が保有する関係会社株式に区分される有価証券のうち、実質価額が著しく低下したものについて、減損処理を実施したものであります。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当社が保有する関係会社株式に区分される有価証券のうち、実質価額が著しく低下したものについて、減損処理を実施したものであります。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2023年6月30日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度（千円）
子会社株式	10,000
関連会社株式	13,996
合計	23,996

当事業年度（2024年6月30日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度（千円）
子会社株式	-
関連会社株式	13,996
合計	13,996

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	87,071千円	545,101千円
貸倒引当金	29,385	172,184
減損損失	3,720	137,679
前払費用	-	109,744
未収入金	-	64,374
投資有価証券評価損	10,921	13,983
資産除去債務	503	377
その他	4,748	4,762
繰延税金資産小計	136,349	1,048,206
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	87,071	545,101
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	49,278	503,105
評価性引当額小計	136,349	1,048,206
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	税引前当期純損失が 計上されているため、 記載を省略しておりま す。
交際費等永久に損金に算入されない項目	48.0	
株式報酬費用	3.7	
住民税均等割	1.9	
のれん償却額	0.4	
評価性引当額の増減	16.5	
その他	3.5	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	97.2	

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)(新株予約権の行使)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物附属設備	68,323	-	38,742 (38,742)	6,713	29,581	29,581
	工具、器具及び備品	22,499	813	2,777 (2,777)	2,742	20,535	20,535
	計	90,822	813	41,519 (41,519)	9,455	50,116	50,116
無形 固定資産	のれん	14,004	5,000	10,558 (10,558)	6,890	8,446	8,446
	ソフトウェア	10,701	300	3,966 (3,966)	2,021	7,035	7,035
	計	24,706	5,300	14,524 (14,524)	8,911	15,481	15,481

- (注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
2. 「当期増加額」として主なものは次のとおりであります。
のれん：事業譲渡 5,000千円
3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	96,966	468,007	2,647	562,326

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

訴訟

「1 連結財務諸表等 (2) その他 訴訟」に同一の内容を記載しているため、記載を省略してあります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.birdman.ne.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第11期）（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）2023年9月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年9月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書

（第12期第1四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月14日関東財務局長に提出。

（第12期第2四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月14日関東財務局長に提出。

（第12期第3四半期）（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）2024年5月14日関東財務局長に提出。

(4) 確認書

事業年度（第11期）（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）2023年9月28日関東財務局長に提出。

（第12期第1四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月14日関東財務局長に提出。

（第12期第2四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月14日関東財務局長に提出。

（第12期第3四半期）（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）2024年5月14日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

2023年9月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2024年6月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2024年9月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2024年9月9日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

(6) 有価証券届出書（第三者割当による新株式及び新株予約権の発行）及びその添付書類

2024年5月9日関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2024年5月14日関東財務局長に提出。

2024年5月9日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2024年5月16日関東財務局長に提出。

2024年5月9日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年9月26日

株式会社Birdman

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナース
東京都中央区

指定社員 公認会計士 木間 久幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 浩幸
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Birdmanの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Birdman及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、債務超過の状況にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。なお、前連結会計年度の連結財務諸表の監査において監査上の主要な検討事項とした「非上場株式の評価」については、当連結会計年度における保有株式の売却によりリスクが低下していると判断し、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項としていない。

MX事業及びEX事業における売上高の実在性及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の「注記事項（セグメント情報等）【セグメント情報】3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載されているとおり、当連結会計年度の売上高2,085,456千円の内訳は、MX事業の売上高1,199,106千円及びEX事業の売上高886,349千円であり、これらは全て株式会社Birdman（以下、「会社」という。）の売上高である。</p> <p>会社のMX事業は、広告業界における取引慣行として、契約文書を締結しないまま業務を遂行する案件があり、取引先との取引が成立しない事態が発生した場合は、会社の業績に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>また、会社のEX事業は、大規模コンサートの開催に関する計画的な投資回収ができなかった場合や大規模コンサートが中止された場合は、会社の業績に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>さらに、売上高は会社の主要な経営指標であり、会社は、公表している業績予想の達成に強いプレッシャーを感じる可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人はMX事業及びEX事業における売上高の実在性及び期間帰属の適切性について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、MX事業及びEX事業における売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> MX事業及びEX事業における受注から売上計上及び債権回収までの一連の業務処理の適切性を確保する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 <p>(2) 実在性及び期間帰属の適切性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> MX事業及びEX事業における不適切な仕訳入力による売上高の計上がないかを検討するために仕訳テストを実施した。 MX事業及びEX事業における期末日付近の売上高のうち、一定の基準により抽出した売上取引について、契約文書との突合及び成果物、取引先での広告の事実やコンサート開催の事実等の確認を行った。なお、契約文書が存在しないMX事業の売上取引については、注文書や受注に関するメールログ等の受注記録の確認を行った。

MX事業における履行義務の充足に係る進捗度の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおり、MX事業の売上高は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。なお、当連結会計年度の売上高2,085,456千円のうち、MX事業の売上高は1,199,106千円であり、これらは全て株式会社Birdman（以下、「会社」という。）の売上高である。</p> <p>会社のMX事業の履行義務の充足に係る進捗度は案件別外注費及び人件費の見積総原価に対する当連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定されていること、また、MX事業の売上高は当連結会計年度の売上高の57.5%を占めていることから、MX事業における履行義務の充足に係る進捗度の見積りは慎重に検討する必要がある。</p> <p>以上から、当監査法人はMX事業における履行義務の充足に係る進捗度の見積りの合理性について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、MX事業における履行義務の充足に係る進捗度の見積りの合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売管理システムに入力される見積総原価及び発生原価の適切性を確保する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 販売管理システムに入力された見積総原価及び発生原価により測定される履行義務の充足に係る進捗度及び売上計上の適切性を確保する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 <p>(2) 履行義務の充足に係る進捗度の見積りの合理性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 前連結会計年度末時点において仕掛中となっていた案件について、前連結会計年度末時点における見積総原価と当連結会計年度に確定した実績原価との比較分析の実施、履行義務の充足に係る進捗度に関する見積方法の変更がないか管理部門責任者への質問、販売管理システムとの照合等による確認を行い、経営者の偏向の兆候を示していないか評価した。 当連結会計年度末において仕掛中となっている案件の見積総原価及び発生原価について、販売管理システムとの照合、外注費及び人件費の計上根拠資料との突合を行った。 当連結会計年度末において仕掛中となっている案件の見積総原価について、当連結会計年度末後に見積総原価の増額が行われていないかを確認するために販売管理システムとの照合を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Birdmanの2024年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社Birdmanが2024年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年9月26日

株式会社Birdman

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ
東京都中央区

指定社員 公認会計士 木間 久幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 浩幸
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Birdmanの2023年7月1日から2024年6月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Birdmanの2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過の状況にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。なお、前事業年度の財務諸表の監査において監査上の主要な検討事項とした「非上場株式の評価」については、当事業年度における保有株式の売却によりリスクが低下していると判断し、当事業年度の財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項としていない。

MX事業及びEX事業における売上高の実在性及び期間帰属の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（MX事業及びEX事業における売上高の実在性及び期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

MX事業における履行義務の充足に係る進捗度の見積りの合理性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（MX事業における履行義務の充足に係る進捗度の見積りの合理性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。